

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-37
提出年月日	令和2年7月17日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

新規制基準適用後の保守管理について

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

令和2年7月

東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1. 新規制基準適用後の保守管理活動について
2. 新規制基準関連設備・資機材の分類と保全対象の考え方について
3. 新規制基準関連設備・資機材配備の記載の考え方について
4. サーベランス頻度の設定について
5. 柏崎刈羽原子力発電所7号炉におけるサーベランス頻度の設定

1. 新規制基準適用後の保守管理活動について

「保安規定変更に係る基本方針」に示した内容を保安規定に反映し、以下のとおり運用する。

1. 保全対象範囲の策定（第107条4.）

保全対象範囲に、新規制基準を踏まえ、原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備、自主対策設備等を追加する。

また、これらの機器については、予防保全を基本として、時間基準保全、状態基準保全、事後保全の中から適切な保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定のうえ、策定した点検計画に基づき保全を実施する。

2. 施設管理の重要度の設定（第107条5.）

組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。

- (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（7号炉）に該当すること及び重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報並びに運転経験等を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1) 又は (2) に基づき設定する。
- (4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。
- (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

従前の保安規定では、「重要度分類指針の重要度に基づき、PRAから得られるリスク情報を考慮して設定する」としていた。新規制基準適合の保安規定では、上記に加えて、重大事故等対処設備を保全重要度が高い設備と位置付けて保全重要度を設定する。

保全対象範囲

保全対象範囲は、以下の保安規定第107条4. に定めている。(下線：本申請における変更対象箇所)

第107条 4. 保全対象範囲の策定

組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備
- (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備
- (3) 原子炉設置(変更)許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり、許可又は認可を得た設備
- (4) 自主対策設備^{※1}(7号炉)
- (5) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備
- (6) その他自ら定める設備

※1：自主対策設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。

- (1)(2)については、JEAC4209-2007に基づく規定であり、本申請において変更はない。
- (3)については、原子炉設置(変更)許可申請書の仕様表及び設計方針並びに設計及び工事計画認可申請書の要目表及び基本設計方針に保管又は設置要求のある設備を全て対象とする。
- (4)については、技術基準要求を全て満たすものではないが、原子炉設置(変更)許可申請書の添付十追補に記載しており、プラントの状況によっては事故対応に有効と考えられる設備であるため対象とする。
- (5)については、リスク評価を行いリスク重要度の高い設備を対象とする。基本的には(1)～(4)に含まれるが、今後のリスク評価により追加となる設備も対象とする。
- 大規模損壊時の対応に使用する設備のうち(3)及び(4)以外の設備については、原子炉施設の安全性向上に資する設備として(6)のその他自ら定める設備に整理する。

2. 新規制基準関連設備・資機材の分類と保全対象の考え方について

(1) 保全対象設備の分類

前出の保全対象範囲で選定された設備のうち、新規制基準関連設備は次の分類に整理される。

- ・ SA設備：保全対象範囲（保安規定107条4.（3）に該当）
- ・ 自主対策設備：保全対象範囲（保安規定107条4.（4）に該当）
- ・ 大規模損壊設備：保全対象範囲（保安規定107条4.（3）に該当）
- ・ 火災，内部溢水，自然災害等に対する設備：保全対象範囲（保安規定107条4.（3）に該当）
- ・ その他資機材^{※2}：保全対象範囲外（資機材として管理）

なお，その他資機材については，「原子力防災資機材等の管理に係る運用ガイド」に基づき管理する。

※2：その他資機材とは，JEAC4209 に定める資機材の定義に当てはまるものの内，原子炉設置（変更）許可申請書及び設計及び工事計画認可申請書で保管又は設置要求があり，許可又は認可を得た設備から外れるものをいう。

「JEAC4209 でいう資機材とは，保全によって機能を維持又は向上させるものではなく，定期的な交換等を前提とする消耗品（マスク，乾電池，通信設備の子機等），工具等をいう。」

(2) 点検計画の策定について

- ・ 常設設備：「重要度分類・保全方式策定マニュアル」に基づき，環境に応じた部品レベルの劣化を考慮し，分解点検等による劣化修復を主とした保全の内容・周期を設定する。
- ・ 可搬設備：一般産業品を適用しているため，分解点検による劣化修復は適さないものが多いことから，「重要度分類・保全方式策定マニュアル」に基づき，交換を前提とした保全を主として設定する。

なお，上記は原則的な考え方であり，全ての設備に当てはまるわけではない。「重要度分類・保全方式策定マニュアル」に基づき，SRCM（信頼性重視保全）評価を実施し，設備個々に適切な保全を設定する。

3. 新規制基準関連設備・資機材配備の記載の考え方について

(1) 火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に係る設備・資機材配備の記載の考え方について

火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応における設備・資機材は以下のとおり配備する。(火災，内部溢水，火山影響等，その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)参照)

【設備・資機材リスト項目の凡例】

項目	記載の考え方
条文	対応する保安規定条文番号を記載する。
項目	対象となる事象の名称を記載する。
設備・資機材名称	設備・資機材の名称。 ・同じ名称の資機材であっても保管場所，所管箇所が違う場合は，区別する。
数量	設備・資機材の配備数を記載する。
設置場所	設備・資機材の設置場所を記載する。
所管箇所	設備・資機材の設備所管(グループ)を記載する。
保全対象範囲	保全対象範囲に「○」を記載する。
点検及び試験の項目	点検及び試験の項目を記載する。
頻度	点検及び試験の頻度を記載する。

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	
17条	火災	小空間固定式消火設備	88	原子炉建屋 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋	原子炉	○	機器点検 総合点検	6M 1Y	
		SLCポンプ・CRDポンプ局所消火設備	4	原子炉建屋	原子炉	○	機器点検 総合点検	6M 1Y	
		電源盤・制御盤消火設備	5	原子炉建屋	電気機器	○	機器点検 総合点検	6M 1Y	
		ケーブルトレイ消火設備	105	原子炉建屋	電気機器	○	機器点検 総合点検	6M 1Y	
		5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備	2	緊急時対策所	原子炉	○	機器点検 総合点検	6M 1Y	
		中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備	1	コントロール建屋	原子炉	○	機器点検 総合点検	6M 1Y	
		配管貫通部(モルタル充填構造)	一式	-	原子炉 タービン	○	外観点検	10C	
		配管貫通部(ロスリム+ファイナフレックス)	一式	-	電気機器 計測制御 建築 環境施設	○	外観点検	10C	
		防火ダンパ(建屋内)	一式	-	-	○	分解点検	10Y	
		防火ダンパ(外気接触)	一式	-	-	○	分解点検	6M	
		防火ダンパ(ガス圧ダンパ・ヒューズ有・建屋内)	一式	-	-	○	分解点検	10Y	
		防火ダンパ(ガス圧ダンパ・ヒューズ有・外気接触)	一式	-	-	○	外観点検 分解点検	6M 10Y	
		防火ダンパ(ガス圧ダンパ・ヒューズ無・建屋内)	一式	-	-	○	分解点検	10Y	
		MO弁用耐火間仕切り ・RHR(A)注入弁 ・RCW RHRH(A)冷却水出口弁	2	-	原子炉	○	外観点検	130M (弁の点検に合わせ実施)	
		ケーブルトレイ貫通部(ロックウール+ハイシールorエコシール)	一式	-	-	電気機器	○	外観点検	10C
		電線管貫通部(難燃性パテ材)	一式	-	-	電気機器	○	外観点検	10C
		原子炉建屋 火災区画(隔壁)	126	原子炉建屋	建築	○	外観点検	2Y	
		タービン建屋 火災区画(隔壁)	20	タービン建屋	建築	○	外観点検	2Y	
		コントロール建屋 火災区画(隔壁)	40	コントロール建屋	建築 電気機器	○	外観点検	2Y	
		廃棄物処理建屋 火災区画(隔壁)	13	廃棄物処理建屋	建築	○	外観点検	2Y	
5号機原子炉建屋内緊急時対策所 火災区画(隔壁)	9	緊急時対策所	建築	○	外観点検	2Y			

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条	火災	水系消火設備主配管	一式	給水建屋 大湊側D/Dポンプ建屋 K5、6、7周り	タービン 環境施設 原子炉	○	分解点検	10Y
		D/G室二酸化炭素消火設備	2	原子炉建屋	原子炉	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		二酸化炭素消火設備	2	原子炉建屋	原子炉	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		火災受信機盤	一式	コントロール建屋	電気機器	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		光電分離型煙感知器	一式	原子炉建屋	計測制御	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		煙吸引式検出設備	一式	原子炉建屋 屋外SA設備設置工 リア	電気機器	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		光ファイバケーブル式熱感知器	一式	屋外SA設備設置工 リア	電気機器	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		熱感知カメラ	一式	屋外SA設備設置工 リア	防災安全	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		水素濃度検出器	7	原子炉建屋	計測制御	○	特性試験	13M
		消火栓(屋外消火栓、屋内消火栓)	屋内155 屋外5	コントロール建屋 屋外SA設備設置工 リア	建築	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		消火器	194	-	原子炉	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		消火器	63	重要設備近傍	建築	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		蓄電池を内蔵する照明	一式	-	防災安全	-	-	-
		高感度煙検出設備	一式	コントロール建屋	計測制御	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		中操床下フリーアクセスフロア分離板	一式	コントロール建屋	電気機器	○	外軌点検	10Y
		煙等流入防止装置	一式	-	原子炉 タービン	○	分解点検	13M~130M
		排煙設備	14	コントロール建屋	建築	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		ろ過水タンク	2	給水建屋脇	環境施設	○	開放点検	131M
		電動機駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	1 2	給水建屋 大湊側D/Dポンプ建屋	タービン タービン	○ ○	分解点検 分解点検	6FY 5FY
		ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク	2	大湊側D/Dポンプ建屋	タービン	○	開放点検	2Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条	火災	消火系 ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク～ディーゼル駆動消火ポンプ	一式	大湊側D/Dポンプ建屋	タービン	○	外観点検	10Y
		消火系 ディーゼル駆動消火ポンプ～ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク	一式	大湊側D/Dポンプ建屋	タービン	○	外観点検	10Y
		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	2	軽油タンクエリア	土木	○	外観点検	10Y
		消防署直通電話	6	中央制御室当直長席	総務	-	-	-
		化学消防自動車(A-II級)	2	自衛消防隊建屋	防災安全	○	法定点検(車両)	3M, 6M, 12M 6M
		合成界面活性剤泡消火薬剤	2500L	自衛消防隊建屋	防災安全	-	-	-
		薬剤備蓄車	1	自衛消防隊建屋	防災安全	○	法定点検(車両)	6M
		水槽付消防ポンプ自動車(A-II級)	1	自衛消防隊建屋	防災安全	○	法定点検(車両)	3M, 6M, 12M 6M
		サーモグラフィカメラ	1	中央制御室	発電	-	-	-
		資機材搬送車	1	発電所構内	防災安全	-	-	-
		耐熱服一式	7	自衛消防隊建屋	防災安全	-	-	-
		防火服一式	11	自衛消防隊建屋	防災安全	-	-	-
		防火服一式	26	各中央制御室ロケット一室他	防災安全	-	-	-
		初期消火要員PHS	6	当直員各自	総務	-	-	-
		携帯無線機	6	自衛消防隊建屋	防災安全	-	-	-

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の2	内部溢水	タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉1	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉2	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉3	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		建屋間連絡水密扉(タービン建屋地下2階～配管トレンチ)	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		原子炉補機冷却水系(C系)熱交換器・ポンプ室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉1	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		循環水配管、電解鉄イオン供給装置室 水密扉2	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービン建屋地下中2階南西階段室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービン建屋地下中2階北西階段室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		循環水配管メンテナンス室 水密扉1	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		循環水配管メンテナンス室 水密扉2	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービン建屋地下1階南西階段室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービン建屋地下1階北階段室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービン建屋地下1階北西階段室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		建屋間連絡水密扉(原子炉建屋地下1階～タービン建屋地下1階)	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		原子炉補機冷却水系(B系)熱交換器・ポンプ室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		原子炉補機冷却海水系(C系)ポンプ室 水密扉1	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		原子炉補機冷却海水系(C系)ポンプ室 水密扉2	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		原子炉補機冷却水系(A系)熱交換器・ポンプ室 水密扉2	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
タービン建屋1階北西階段室 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y		
建屋間連絡水密扉(タービン建屋地上1階～廃棄物処理建屋地上1階)	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y		

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の2	内部溢水	建屋間連絡水密扉(原子炉建屋地上1階~タービン建屋地上1階)	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		非常用電気品室(A系) 水密扉	1	タービン建屋	建築	○	機能点検	1Y
		原子炉隔離時冷却系ポンプ・タービン室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		高圧炉心注水系(B)ポンプ室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		高圧炉心注水系(C)ポンプ室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		残留熱除去系(A)ポンプ・熱交換器室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		残留熱除去系(B)ポンプ・熱交換器室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		残留熱除去系(C)ポンプ・熱交換器室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		水圧制御ユニット室、計装ラック、制御棒駆動機構マス	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービンコントロール室 水密扉1	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		水圧制御ユニット室、計装ラック、制御棒駆動機構マス	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		タービンコントロール室 水密扉2	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		水圧制御ユニット室、計装ラック室 水密扉1	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		水圧制御ユニット室、計装ラック室 水密扉2	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		炉心流量(DIV-I)計装ラック、感震器(A)室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		炉心流量(DIV-II)計装ラック、感震器(B)室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		炉心流量(DIV-III)計装ラック、感震器(C)、制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		炉心流量(DIV-IV)計装ラック、感震器(D)室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		高圧代替注水系ポンプ室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		残留熱除去系(A)ポンプハッチ室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
A系非常用電気品室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y		
B系非常用電気品室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y		
C系非常用電気品室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y		
多重伝送盤室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y		
中央制御室外原子炉停止装置盤室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y		

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の2	内部溢水	原子炉建屋地上1階北階段室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		非常用ディーゼル発電機(A)室 水密扉1	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		非常用ディーゼル発電機(A)室 水密扉2	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		非常用ディーゼル発電機(B)室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		非常用ディーゼル発電機(C)室 水密扉1	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		非常用ディーゼル発電機(C)室 水密扉2	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		原子炉建屋北搬出入口 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		大物搬出入口建屋 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		燃料プール冷却浄化系弁室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		原子炉建屋地上4階トレイ室 水密扉	1	原子炉建屋	建築	○	機能点検	1Y
		7号機換気空調補機非常用冷却水ポンプ・冷凍機(B)(D)室 水密扉	1	コントロール建屋	建築	○	機能点検	1Y
		7号機計測制御電源盤区域(A)送風機室 水密扉	1	コントロール建屋	建築	○	機能点検	1Y
		7号機区分I計測制御用電源盤室 水密扉	1	コントロール建屋	建築	○	機能点検	1Y
		建屋間連絡水密扉(コントロール建屋地下1階～サブエス建屋地下1階)	1	コントロール建屋	建築	○	機能点検	1Y
		7号機計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 水密扉1	1	コントロール建屋	建築	○	機能点検	1Y
		7号機中央制御室再循環フィルタ装置室 水密扉	1	コントロール建屋	建築	○	機能点検	1Y
		7号機コントロール建屋大物搬出入口 水密扉	1	コントロール建屋	建築	○	機能点検	1Y
		7号機計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 水密扉	1	コントロール建屋	建築	○	機能点検	1Y
		建屋間連絡水密扉(コントロール建屋地下2階～廃棄物処理建屋地下3階)1	1	廃棄物処理建屋	建築	○	機能点検	1Y
建屋間連絡水密扉(コントロール建屋地下2階～廃棄物処理建屋地下3階)2	1	廃棄物処理建屋	建築	○	機能点検	1Y		
建屋間連絡水密扉(廃棄物処理建屋地下2階～配管トレンチ)	1	廃棄物処理建屋	建築	○	機能点検	1Y		
建屋間連絡水密扉(コントロール建屋地下1階～廃棄物処理建屋地下1階)	1	廃棄物処理建屋	建築	○	機能点検	1Y		

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の2	内部溢水	原子炉補機冷却水系(A系)熱交換器・ポンプ室 水密扉1	1	廃棄物処理建屋	建築	○	機能点検	1Y
		燃料移送ポンプエリア(A系) 水密扉	1	燃料移送ポンプエリア	土木	○	機能・性能試験	2Y
		燃料移送ポンプエリア(B系) 水密扉	1	燃料移送ポンプエリア	土木	○	機能・性能試験	2Y
		燃料移送ポンプエリア(C系) 水密扉	1	燃料移送ポンプエリア	土木	○	機能・性能試験	2Y
		フィルタバントエリア 水密扉	1	フィルタバント廻り	建築	○	機能点検	1Y
		床ドレンライン	一式	原子炉建屋 コントロール建屋	原子炉	○	通水確認	1C
		7号機地下水排水設備	一式	屋外	建築	○	機能点検	1Y
		保護カバー(蒸気防護カバー)	2	タービン建屋	計測制御	○	外観点検	1C
		循環水系隔離システム	一式	タービン建屋	計測制御	○	特性試験	13M
		タービン補機冷却海水系隔離システム	一式	タービン建屋	計測制御	○	特性試験	13M
		燃料取替床プロアアウトパネル	4	原子炉建屋	建築	○	外観点検	2Y
		主蒸気系トンネル室プロアアウトパネル	一式	原子炉建屋	建築	○	外観点検	2Y
		タービン建屋地上1階(T4-TBTC) 水密扉付止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T7-TBTC) 水密扉付止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上4階(R5R6-RFRG) 水密扉付止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地下1階(T7T8-TBTC)原子炉補機冷却系(A系)熱交換器・ポンプ室 止水堰	1	タービン建屋	タービン	○	外観点検	10C
		タービン建屋地下1階(T7T8-TC/TD)原子炉補機冷却系(A系)熱交換器・ポンプ室 止水堰	1	タービン建屋	タービン	○	外観点検	10C
		タービン建屋地上1階(T1T2-TATB)大物搬出入口 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T2T3-TATB)レイダウンスペース 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T2T3-TBTC)海水熱交換器区域 給気エアフィルタ室 止水堰1	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
タービン建屋地上1階(T2T3-TBTC)海水熱交換器区域 給気エアフィルタ室 止水堰2	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y		
タービン建屋地上1階(T2T3-TBTC)海水熱交換器区域 冷却加熱コイル室 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y		
タービン建屋地上1階(T3T4-TATB)レイダウンスペース 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y		

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の2	内部溢水	タービン建屋地上1階(T3T4-TCTD)南階段室 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T7T8-TATB)レイダウンスペース 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T7T9-TATB)レイダウンスペース 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T8T9-TATB)北階段室 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T8T9-TBTC)レイダウンスペース 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T1T2-TCTD)南西階段室 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上1階(T2T3-TCTD)南西階段室 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上2階(T7T8-TDTE)北西階段室 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		タービン建屋地上2階(T2T3-TCTD)南西階段室 止水堰	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地下2階(R1R2-RDRE)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地下2階(R2R3-RERF)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地下2階(R3R4-RERF)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地下2階(R4R5-RERF)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地下2階(R5R6-RERF)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地下2階(R6R7-RDRE)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地下1階(R1R2-RCRD)原子炉系(DIV-IV)計装ラック室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地下1階(R1R2-RDRE)原子炉系(DIV-II)計装ラック室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地下1階(R6R7-RBRC)残留熱除去系(A)配管室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地下1階(R6R7-RCRD)原子炉系(DIV-I)計装ラック室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地下1階(R6R7-RDRE)原子炉系(DIV-III)計装ラック室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
原子炉建屋地下中1階(R5R6-RBRC)残留熱除去系(A)配管室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y		
原子炉建屋地上1階(R1R2-RARB)通路 止水堰	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C		
原子炉建屋地上1階(R1R2-RBRC)ほう酸水注入系ベネ、電気ペネ室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y		

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の2	内部溢水	原子炉建屋地上1階(R3R4-RFRG)電気ペネ室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上1階(R4R5-RFRG)可燃性ガス濃度制御系再結合装置室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上1階(R5R6-RARB)通路 止水堰1	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上1階(R5R6-RARB)通路 止水堰2	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上1階(R5R6-RBRC)原子炉補機冷却水系・不活性ガス系・電気ペネ室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上1階(R5R6-RFRG)通路 止水堰	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上2階(R2R3-RFRG)通路 止水堰1	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上2階(R2R3-RFRG)通路 止水堰2	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上2階(R5R6-RARB)主蒸気系トンネル室、配管ペネ室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上2階(R5R6-RARB)通路 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上2階(R5R6-RCRD)電気ペネ室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上2階(R6R7-RBRC)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上2階(R6R7-RERF)通路 止水堰	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上2階(R2R3-RARB)燃料プール冷却浄化系熱交換器室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上2階(R5R6-RCRD)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上3階(R2R3-RBRC)非常用ガス処理系室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上3階(R2R3-RCRD)非常用ガス処理系室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上3階(R3R4-RARB)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上3階(R4R5-RARB)通路 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上3階(R5R6-RBRC)主蒸気隔離弁・逃がし安全弁ラッピング室 止水堰1	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
原子炉建屋地上3階(R5R6-RERF)主蒸気隔離弁・逃がし安全弁ラッピング室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y		
原子炉建屋地上3階(R2R3-RARB)通路 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y		
原子炉建屋地上3階(R6R7-RERF)非常用ディーゼル発電機(C)補機室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y		

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の2	内部溢水	原子炉建屋地上中3階(R6R7-RCRD)北側改良型制御棒駆動機構制御室 止水堰1	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上中3階(R6R7-RCRD)北側改良型制御棒駆動機構制御室 止水堰2	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上4階(R2R3-RARB)オペレーティングフロア 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上4階(R2R3-RDRE)オペレーティングフロア 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上4階(R2R3-RFRG)オペレーティングフロア 止水堰	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上4階(R6R7-RFRG)非常用ディーゼル発電機(C)区域排風機室、給気ルーバ室 止水堰	1	原子炉建屋	建築	○	外観点検	1Y
		原子炉建屋地上4階(R6R7-RERF)通路 止水堰1	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上4階(R6R7-RERF)通路 止水堰2	1	原子炉建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		原子炉建屋地上4階(R6R7-RERF)通路 止水堰3	1	原子炉建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下2階(C1C2-CCCD)常用電気品室 止水堰	1	コントロール建屋	建築	○	外観点検	1Y
		7号機コントロール建屋地下中2階(C1C2-CACB)常用電気品区域送・排風機室 止水堰1	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下中2階(C1C2-CBCC)常用電気品区域送・排風機室 止水堰	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下中2階(C2C3-CACB)計測制御電源盤区域(A)送風機室 止水堰	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下中2階(C2C3-CBCC)計測制御電源盤区域(A)送風機室 止水堰	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下1階(C1C2-CACB)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰1	1	コントロール建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下1階(C1C2-CACB)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰2	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下1階(C1C2-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰1	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下1階(C1C2-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰2	1	コントロール建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CACB)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰3	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地下1階(C1C2-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰1	1	コントロール建屋	電気機器	○	外観点検	10C
7号機コントロール建屋地下1階(C1C2-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰2	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C		
7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CACB)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰	1	コントロール建屋	建築	○	外観点検	1Y		
7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰1	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C		
7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰2	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C		
7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰3	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C		
7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CBCC)計測制御電源盤区域(C)送・排風機室 止水堰	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C		

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の2	内部溢水	7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CCCD)区分I計測制御用電源盤室 止水堰	1	コントロール建屋	建築	○	外観点検	1Y
		7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CDCE)区分IV計測制御用電源盤室 止水堰	1	コントロール建屋	建築	○	外観点検	1Y
		7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CECF)区分II計測制御用電源盤室 止水堰	1	コントロール建屋	建築	○	外観点検	1Y
		7号機コントロール建屋地下1階(C2C3-CFCG)区分III計測制御用電源盤室 止水堰	1	コントロール建屋	建築	○	外観点検	1Y
		7号機コントロール建屋地上1階(C1C2-CACB)計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 止水堰	1	コントロール建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地上1階(C1C2-CBCC)計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 止水堰1	1	コントロール建屋	原子炉	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地上1階(C1C2-CBCC)計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 止水堰2	1	コントロール建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地上1階(C1C2-CBCC)計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 止水堰3	1	コントロール建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		7号機コントロール建屋地上1階(C1C2-CBCC)計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 止水堰4	1	コントロール建屋	建築	○	外観点検	1Y
		7号機コントロール建屋地上1階脳トレランチ(C1-CACB)止水堰	1	コントロール建屋	電気機器	○	外観点検	10C
		止水ダンパ(フラップゲート)	1	-	原子炉タービン	○	機能・性能試験 分解点検	1C 130M
		止水ダンパ(ジヤバッシュ)	一式	-	原子炉	○	機能・性能試験 分解点検	1C 65M
		浸水防止ダクト	1	-	タービン	○	外観点検	10C
		空調ダクト(水密ダクト)	一式	-	タービン	○	外観点検	10C
		胴付長靴	2	中央制御室	放射線安全	-	-	-

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の3	火山	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板	2	軽油タンクエリア	土木	○	外観点検	10Y
		非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板	4	軽油タンクエリア	原子炉	○	外観点検	120M
		改良型フィルタ	88	D/G排気管室	原子炉	-	-	-
		マスク	4500	緊急時対策所	総務	-	-	-
		ゴーグル	1000	緊急時対策所	総務	-	-	-
		長靴	100	サービス建屋 事務本館 緊急時対策所(5号 機原子炉建屋)	総務	-	-	-
		手袋	2000	緊急時対策所	総務	-	-	-
		角シャベル	104	自主保安倉庫 荒浜側高台 大湊側高台 サービス建屋 事務本館	総務	-	-	-
		一輪車	2	自主保安倉庫	総務	-	-	-
		ホース	3	自主保安倉庫	総務	-	-	-
		フレコンパック	3640	自主保安倉庫	総務	-	-	-

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	
17条の4 その他自然災害	地震	-	-	-	-	-	-	-	
		タービン補機冷却用海水取水槽 閉止板	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y	
		補機冷却用海水取水槽(A) 閉止板	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y	
		補機冷却用海水取水槽(B) 閉止板	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y	
		補機冷却用海水取水槽(C) 閉止板	1	タービン建屋	建築	○	外観点検	1Y	
		海水貯留堰	1	7号取水口	土木	○	外観点検	1FY	
		海水貯留堰	1	6号取水口	土木	○	外観点検	1FY	
		配管貫通部(常温ラバーブーツ構造)	一式	屋外 原子炉建屋 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋	原子炉 タービン 環境施設	○	分解点検	65M	
		配管貫通部(高温ラバーブーツ構造(六菱ゴム製))	一式			○	分解点検	26M	
		配管貫通部(高温ラバーブーツ構造(ニチアス製))	一式			○	分解点検	65M	
	津波	配管貫通部(シリコン充填構造)	一式				○	外観点検	5C
		配管貫通部(モルタル充填構造)	一式				○	分解点検	240M
		配管貫通部(閉止構造(鉄板))	一式				○	外観点検	10C
		遮煙機能付逆流防止弁(ファンネル治具)	一式				○	外観点検	10C
		フロート式逆流防止弁(ファンネル治具)	一式	原子炉建屋 タービン建屋 コントロール建屋 廃棄物処理建屋	原子炉 タービン 環境施設	○	分解点検	13M~130M	
		閉止キャップ(ファンネル治具)	一式				○	分解点検	13M~130M
		取水槽水位計	3	タービン建屋	計測制御	○	特性試験	13M	
		津波監視カメラ	2	排気筒	計測制御	○	機能・性能試験	13M	

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の4 その他自然災害	竜巻	竜巻防護ネット (建屋開口部竜巻防護ネット)	9	原子炉建屋 (屋外開口部/屋内 開口部)	原子炉	○	外観点検	120M
		竜巻防護フード (建屋開口部竜巻防護鋼製フード)	4	原子炉建屋外壁	原子炉	○	外観点検	120M
		竜巻防護フード (建屋開口部竜巻防護コンクリート製フード)	1	コントロール建屋外 壁	建築	○	外観点検	2Y
		竜巻防護扉	21	原子炉建屋 タービン建屋 コントロール建屋	建築	○	外観点検	2Y
		竜巻防護鋼板 (換気空調系ダクト防護壁)	4	原子炉建屋内 タービン建屋内 コントロール建屋 上ベントハウス内	原子炉 タービン	○	外観点検	120M
		竜巻防護鋼板 (原子炉補機冷却海水系配管防護壁)	2	タービン建屋内 Hx エリア1F	原子炉	○	外観点検	120M
		竜巻防護鋼板 (非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板)	2	軽油タンクエリア	土木	○	外観点検	10Y
		竜巻防護鋼板 (非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板)	4	軽油タンクエリア	原子炉	○	外観点検	120M
		資機材車固縛装置	72個	5号炉東側第二保管 場所	保全総括	-	-	-
		仮設物固縛用資機材	仮設物に よる	管理範囲内	保全総括	-	-	-
17条の5 有毒ガス	有毒ガス	酸素呼吸器	18	中央制御室 サービス建屋	放射線安全	-	-	-
		酸素呼吸器	4	緊急時対策所	放射線安全	-	-	-
		酸素ポンペ	18	サービス建屋	放射線安全	-	-	-
		酸素ポンペ	4	緊急時対策所	放射線安全	-	-	-

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	
17条の6	資機材	安全避難通路	一式	-	建築	○	巡視点検	3M	
		避難用及び事故対策用照明	非常灯	一式	-	電気機器	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
			誘導灯	1089	-	建築	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
			非常用照明	一式	-	電気機器	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
			直流非常灯	一式	-	電気機器	○	機器点検 総合点検	6M 1Y
		可搬型蓄電池内蔵型照明	蓄電池内蔵型照明	7	-	電気機器 防災安全	-	-	-
			乾電池内蔵型照明(ヘッドライト)	10	-	防災安全	-	-	-
			乾電池内蔵型照明(ヘッドライト)	10	中央制御室	発電	-	-	-
			可搬型蓄電池内蔵型照明	一式	コントロール建屋	電気機器	○	機能・性能試験	12M
		警報装置	送受話器(ページング)(警報装置)	ハンドセット259 スピーカー671	中央制御室 原子炉建屋 タービン建屋 緊急時対策所 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービス建屋 屋外	電気機器	○	機能・性能試験	1Y

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	
17条の6	資機材 通信連絡設備	緊急時対策所機能	一式	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検	2Y	
		送受話器(ページング)	ハンドセット259 スピーカ671	中央制御室 原子炉建屋 タービン建屋 緊急時対策所 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービス建屋 屋外	電気機器	○	機能・性能試験	1Y	
		衛星電話設備(常設)	6	コントロール建屋 緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	
		無線連絡設備(常設)	5	コントロール建屋 緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	
		携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)	3	中央制御室	発電	○	外観点検	12M	
		携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)	2	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検	12M	
		衛星電話設備(可搬型)	4	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	
		無線連絡設備(可搬型)	29	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	
		5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)	子機:6 親機:2 増設親機:2	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	
				緊急時対策所	電子通信	○	機能・性能試験	1Y	

火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	項目	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度
17条の6	資機材	電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)	固定電話機74 PHS端末215 FAX2	中央制御室 原子炉建屋 タービン建屋 緊急時対策所 コントロール建屋 廃棄物処理建屋 サービス建屋 屋外(事務本館を含む)	電子通信 総務	○	外観点検 機能確認	6M
		専用通信回線	有線系1 衛星系1	緊急時対策所	電子通信	○	—	—
		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX)	TV会議1 IP-電話機6	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M
		テレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向))	IP-FAX2 1	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M
		専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))	7	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M
		衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)	TV会議1 電話機4	緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M
		安全パラメータ表示システム(SPDS)	一式	コントロール建屋 緊急時対策所	計測制御	○	特性試験	13M
		データ伝送設備	一式	緊急時対策所	計測制御	○	特性試験	13M

(2) 重大事故等及び大規模損壊対応に係る設備・資機材配備の記載の考え方について

重大事故等及び大規模損壊対応における設備・資機材は以下のとおり配備する。(重大事故等および大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)参照)

【設備・資機材リスト項目の凡例】

項目	記載の考え方
条文	対応する保安規定条文番号を記載する。
対処設備	設備・資機材の区分を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・SA設備：重大事故等対処設備※(運転上の制限に含まれる資機材を含む) ・自主対策設備：自主対策設備 ・大規模損壊設備：大規模損壊時に使用する設備(SA設備以外) ・その他資機材：工具、運搬車両、消耗品等の一般汎用品の内、SA設備、自主対策設備、大規模損壊設備から外れるもの <p>※：重大事故等時のみ使用する常設SA設備、可搬式SA設備を記載(設計基準事故対処設備と兼用する常設SA設備は除く)</p>
設備・資機材名称	設備・資機材の名称を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ名称の資機材であっても保管場所、所管箇所が異なる場合は区別する。 ・技術的能力において直接要求がある設備・資機材に加え、社内手順書にて使用する資機材を記載する。
数量	設備・資機材の配備数を記載する。
設置場所	設備・資機材の設置場所を記載する。
所管箇所	設備・資機材の設備所管(グループ)を記載する。
保全対象範囲	保全対象範囲に「○」を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・JEAC4209に定める資機材の定義に当てはまるものの内、SA設備、自主対策設備、大規模損壊設備から外れるものは保全の対象範囲外とする。 <p>「JEAC4209でいう資機材とは、保全によって機能を維持又は向上させるものではなく、定期的な交換等を前提とする消耗品(マスク、乾電池、通信設備の子機等)、工具等をいう。」</p>
点検及び試験の項目	点検及び試験の項目を記載する。
頻度	点検及び試験の頻度を記載する。
技術的能力	技術的能力の条文番号を記載する。

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁	2	第一GTGエリア	タービン	○	気密試験	3Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	2	第一GTGエリア	タービン	○	気密試験 交換	3Y 10Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	第一ガスタービン発電機用燃料タンク	2	第一GTGエリア	タービン	○	気密試験	3Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	第一ガスタービン発電機	1	第一GTGエリア	電気機器		本格点検	1Y、3Y、9Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	電源車(高圧ケーブル、高圧引下げケーブル、中間接続体、中間接続体収納ケース含む)	3	大湊側高台保管場所	電気機器		法定点検(車両) 起動確認 精密点検	6M、12M 1M 60M	1.2 1.3 1.4 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	電源車(高圧ケーブル、高圧引下げケーブル、中間接続体、中間接続体収納ケース含む)	2	荒浜側高台保管場所	電気機器		法定点検(車両) 起動確認 精密点検	6M、12M 1M 60M	1.2 1.3 1.4 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	AM用直流125V充電器	1	7号機 R/B 4階	電気機器		簡易点検(充電器)	51M	1.2 1.3 1.5 1.7 1.9 1.10
17条の7	重大事故等対処設備	AM用直流125V蓄電池	1	7号機 R/B 4階	電気機器		簡易点検(蓄電池)	6M	1.2 1.3 1.5 1.7 1.9 1.10

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	タンクローリー(4kL)	1	荒浜側高台保管場所	保全総括	○	法定点検(車両) 法定点検(移動タンク貯蔵所) 安全弁点検	6M, 12M 12M, 60M 2M	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	タンクローリー(4kL)	1	大湊側高台保管場所	保全総括	○	法定点検(車両) 法定点検(移動タンク貯蔵所) 安全弁点検	6M, 12M 12M, 60M 2M	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	タンクローリー(4kL)	2	5号炉東側第二保管場所	保全総括	○	法定点検(車両) 法定点検(移動タンク貯蔵所) 安全弁点検	6M, 12M 12M, 60M 2M	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.18 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対応設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対応設備	タンクローリー(16kL)	1	荒浜側高台保管場所	保全総括		法定点検(車両) 法定点検(移動タンク貯蔵所) 安全弁点検	6M, 12M 12M, 60M 2M	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対応設備	タンクローリー(16kL)	1	大湊側高台保管場所	保全総括		法定点検(車両) 法定点検(移動タンク貯蔵所) 安全弁点検	6M, 12M 12M, 60M 2M	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対応設備	D/G軽油タンク移送用ホース(20m)	1	荒浜側高台保管場所	保全総括		外観点検	24M	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.10 1.11 1.12 1.13 1.14 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対応設備	逃がし安全弁用可搬型蓄電池(DC用)	3	7号機R/B地下1階南側(非管理区域)R/PASD制御盤近傍(管理区域)R/B 1FL南西 SGTSMモータ室への通路	計測制御		外観点検 機能・性能試験 バッテリーバック交換	6M 12M 60M	1.3
17条の7	重大事故等対応設備	逃がし安全弁用可搬型蓄電池(DC用)	3	7号機R/B(管理区域)1FL南西 SGTSMモータ室への通路	計測制御		外観点検 機能・性能試験 バッテリーバック交換	6M 12M 60M	1.3
17条の7	重大事故等対応設備	高圧窒素ガスボンベ	25	7号機 R/B 4階	発電		外観点検	17M	1.3

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	タンクローリ給排用バルブアタッチメント D/G軽油タンクドレンズル用フランジ(50A)	1	高台資機材倉庫	保全総括	○	外観点検	24M	1.4 1.14
17条の7	重大事故等対処設備	電源ケーブル 15m	6	資機材車内	原子炉	○	外観点検 絶縁劣化試験	1Y 6Y	1.4 1.5 1.6 1.7 1.11
17条の7	重大事故等対処設備	AM用切替盤	2	7号機 R/B	電気機器	○	外観点検	68M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	AM用MCC	4	7号機 R/B	電気機器	○	外観点検	106M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	AM用操作盤	2	7号機 R/B	電気機器	○	外観点検	68M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	AM用動力変圧器	1	7号機 R/B	電気機器	○	外観点検	68M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用断路器	2	7号機 T/B 南	電気機器	○	外観点検	68M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用電源切替箱接続装置	2	7号機 R/B	電気機器	○	外観点検	68M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	緊急用電源切替箱断路器	1	6/7号機 C/B	電気機器	○	外観点検	68M	1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	トランシーバ ※トランシーバ用充電器及びトランシーバ用予備充電池を含む	58	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.4 1.5 1.6 1.8 1.10 1.11 1.12 1.14 1.15 1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型代替注水ポンプ(A-II級)	5	5号炉東側第二保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 外観点検 分解点検	3M, 12M 12M 120M	1.4 1.6
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型代替注水ポンプ(A-II級)	6	大湊側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 外観点検 分解点検	3M, 12M 12M 120M	1.4 1.6 1.7 1.8 1.10 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型代替注水ポンプ(A-II級)	6	荒浜側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 外観点検 分解点検	3M, 12M 12M 120M	1.4 1.6 1.7 1.8 1.10 1.11 1.13
17条の7	重大事故等対処設備	代替熱交換器ユニット	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	○	外観点検(ポンプ) 外観点検(熱交、ストレーナ) 分解点検	1M 12M 120M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	代替熱交換器ユニット	2	大湊側高台保管場所	原子炉	○	外観点検(ポンプ) 外観点検(熱交、ストレーナ) 分解点検	1M 12M 120M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	電源車 500KVA・6.6kV	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(車両) 起動確認 精密点検	6M, 12M 1M 60M	1.5

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	電源車 500KVA・6.6kV	2	大湊側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(車両) 起動確認 精密点検	6M, 12M 1M 60M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水車(熱交換器ユニット用)	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(車両) 法定点検(移動式クレーン) 簡易点検 分解点検	3M, 6M 1M, 12M 1M 120M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水車(熱交換器ユニット用)	2	大湊側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(車両) 法定点検(移動式クレーン) 簡易点検 分解点検	3M, 6M 1M, 12M 1M 120M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	代替RSWストレーナ	2	トレーラ内	原子炉	○	外観点検 分解点検 ※熱交換器ユニットを含む	12M 120M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	淡水用ホース 250A×5m	8	ホース展張車内	原子炉	○	外観点検	12M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	海水用ホース 300A×10m	3	ホース展張車内	原子炉	○	外観点検	12M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	海水用ホース 300A×25m	4	ホース展張車内	原子炉	○	外観点検	12M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	海水用ホース 300A×50m	6	ホース展張車内	原子炉	○	外観点検	12M	1.5
17条の7	重大事故等対処設備	遠隔空気駆動弁操作ポンペ	2	7号機 R/B 地下1階	発電	○	外観点検	17M	1.5 1.7
17条の7	重大事故等対処設備	遠隔空気駆動弁操作ポンペ	6	7号機 R/B 2階	発電	○	外観点検	17M	1.5 1.7
17条の7	重大事故等対処設備	スクラバ/バクpH制御設備	2	大湊側高台保管場所	原子炉	○	外観点検 分解点検	3M 120M	1.7
17条の7	重大事故等対処設備	スクラバ/バクpH制御設備	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	○	外観点検 分解点検	3M 120M	1.7
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型窒素供給装置ホース	5	車載	原子炉	○	外観点検	3M	1.7 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型窒素供給装置送気ホース	5	車載	原子炉	○	外観点検	3M	1.7 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型窒素供給装置	2	大湊側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(第二種圧力容器) 法定点検(車両) 外観点検、動作確認 本格点検	12M 3M, 12M 3M 12M	1.7 1.9

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型窒素供給装置	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(第二種圧力容器) 法定点検(車両) 外観点検、動作確認 本格点検	12M 3M, 12M 3M 12M	1.7 1.9
17条の7	重大事故等対処設備	放水砲(泡原液搬送車にてけん引)	1	荒浜側高台保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.10 1.11 1.12
17条の7	重大事故等対処設備	放水砲(泡原液搬送車にてけん引)	1	大湊側高台保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.10 1.11 1.12
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)	1	荒浜側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 法定点検(移動式クレーン) 構築部点検 分解点検	3M, 12M 1M, 12M 12M 120M	1.10 1.11 1.12
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)	1	大湊側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 法定点検(移動式クレーン) 構築部点検 分解点検	3M, 12M 1M, 12M 12M 120M	1.10 1.11 1.12
17条の7	重大事故等対処設備	300Aホース 大容量送水車吐出放水砲用5m,10m,50mホース	1式	大湊側高台保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.10 1.11 1.12
17条の7	重大事故等対処設備	300Aホース 大容量送水車吐出放水砲用5m,10m,50mホース	1式	荒浜側高台保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.10 1.11 1.12
17条の7	重大事故等対処設備	150Aホース 大容量送水車吸込20mホース	1式	大湊側高台保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.10 1.11 1.12
17条の7	重大事故等対処設備	150Aホース 大容量送水車吸込20mホース	1式	荒浜側高台保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.10 1.11 1.12
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型代替注水ポンプ(A-I級)	1	荒浜側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 外観点検 分解点検	3M, 12M 12M 120M	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型代替注水ポンプ(A-I級)	1	大湊側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 外観点検 分解点検	3M, 12M 12M 120M	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型スプレイヘッド	1	7号機 R/B 3階	発電	○	外観点検	3M	1.11

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型スプレイヘッド	1	6号機 R/B 3階	発電	○	外觀点検	3M	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型代替注水ポンプ屋内用20mホース	16	7号機 R/B 3階	発電	○	外觀点検	12M	1.11
17条の7	重大事故等対処設備	放射性物質吸着材	7	大湊側高台保管場所	直営	○	外觀点検 機能・性能確認	3M 18M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	汚濁防止膜(シルトフェンス(A))	16	大湊側高台保管場所	計測制御	○	外觀点検	12M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	汚濁防止膜(シルトフェンス(A))	18	荒浜側高台保管場所	計測制御	○	外觀点検	12M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	汚濁防止膜(シルトフェンス(B))	30	大湊側高台保管場所	計測制御	○	外觀点検	12M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	汚濁防止膜(シルトフェンス(B))	51	荒浜側高台保管場所	計測制御	○	外觀点検	12M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	小型船舶(ゴムボート)	2	大湊側高台保管場所	計測制御	○	外觀点検	12M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	小型船舶(ゴムボート)	2	荒浜側高台保管場所	計測制御	○	外觀点検	12M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	泡原液混合装置	1	荒浜側高台保管場所	タービン	○	外觀点検	12M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	泡原液混合装置	1	大湊側高台保管場所	タービン	○	外觀点検	12M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	泡原液搬送車	1	荒浜側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 構築部点検 分解点検	3M, 12M 12M 120M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	泡原液搬送車	1	大湊側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 構築部点検 分解点検	3M, 12M 12M 120M	1.12
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水車(海水取水用)	1	荒浜側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 法定点検(移動式クレーン) 構築部点検 分解点検	3M, 12M 1M, 12M 12M 120M	1.13
17条の7	重大事故等対処設備	大容量送水車(海水取水用)	2	大湊側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 法定点検(移動式クレーン) 構築部点検 分解点検	3M, 12M 1M, 12M 12M 120M	1.13
17条の7	重大事故等対処設備	電源車～動力変圧器C系～非常用高圧母線C系及びVD系電路	1	大湊側高台～非常用高圧母線C系及びVD系	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	電源車～代替原子炉補機冷却系電路	1	大湊側高台～代替原子炉補機冷却系	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	電源車～緊急用電源切替接続装置～非常用高圧母線C系及びVD系電路	1	大湊側高台～非常用高圧母線C系及びVD系	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	電源車～緊急用電源切替接続装置～AM用直流126V充電器～直流母線電路	1	大湊側高台～直流母線	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	電源車～緊急用電源切替箱接続装置～AM用MCC電路	1	大湊側高台～AM用MCC	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	電源車～AM用動力変圧器～AM用直流126V充電器～直流母線電路	1	大湊側高台～直流母線	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	電源車～AM用動力変圧器～AM用MCC電路	1	大湊側高台～AM用MCC	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	第一ガスタービン発電機～非常用高圧母線C系及びVD系電路	1	第一GTGエリア～非常用高圧母線C系及びVD系	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	第一ガスタービン発電機～AM用MCC電路	1	第一GTGエリア～AM用MCC	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	号炉間電力融通ケーブル(可搬型)～非常用高圧母線C系及びVD系電路	1	大湊側高台～非常用高圧母線C系及びVD系	電気機器	○	設備個々に定める	設備個々に定める	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	号炉間電力融通ケーブル(可搬)	1組	荒浜側高台保管場所	電気機器	○	外観点検 絶縁抵抗測定	6M 72M	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	移送ホース他資機材運搬車両	1	緊急時対策本部	保全総括	○	法定点検(車両)	3M, 12M	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	電源車用ケーブル接続金具 ※第2ルート布設時使用	3	緊急時対策本部	電気機器	○	外観点検 絶縁抵抗測定	1Y 6Y	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	ジャンパー線 (電源車用高圧ケーブル収納箱内に収納)	1	7号機 R/B 2階北側通路	電気機器	○	外観点検 絶縁抵抗測定	6M 72M	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	仮設ケーブル(R/B AM用直流125V蓄電池室排風機(A)用)	1	7号機 R/B 2階北側通路	電気機器	○	外観点検 絶縁抵抗測定	6M 72M	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	D/G軽油タンク予備ノズル用レギュレーサ(65A)	1	荒浜側高台保管場所	保全総括	○	外観点検	24M	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	D/G軽油タンクドレンノズル用フランジ(50A)	1	荒浜側高台保管場所	保全総括	○	外観点検	24M	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	CVTケーブル(高圧)(電源車～P/C動変用)(150m) ※第2ルート布設時使用	1	7号機 R/B 4階南側通路	電気機器	○	外観点検 絶縁抵抗測定	6M 72M	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	CVTケーブル(高圧)(電源車～AM用動力変圧器用)(150m) 可搬型計測器	1	7号機 R/B 2階北側通路	電気機器	○	外観点検 絶縁抵抗測定	6M 72M	1.14
17条の7	重大事故等対処設備	中央制御室待避室陽圧化装置(空気ポンプ)(6, 7号機共用)	48	中央制御室	計測制御	○	特性試験	12M	1.15
17条の7	重大事故等対処設備	中央制御室可搬型陽圧化装置(空気ポンプ)(6, 7号機共用)	194	6/7号機 C/B RW/B	タービン	○	外観点検	12M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	中央制御室可搬型陽圧化空調機用反設ダクト	1	中央制御室	原子炉	○	外観点検	17M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	2	中央制御室均圧室床下	発電	○	特性試験	17M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	モバイルシールド本体	1	中央制御室待避所	放射線管理	○	外観点検	12M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	軟鉛製造蔽板	18	中央制御室待避所	放射線管理	○	外観点検	12M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	中央制御室待避室陽圧化装置(配管)ポンプ接続管(6, 7号機共用)	194	6/7号機 C/B RW/B	タービン	○	外観点検	12M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	一タ表示装置(待避室)	1	5号機緊急時対策所	計測制御	○	機能・性能試験	13M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型蓄電池内蔵型照明	4	中央制御室	電気機器	○	機能・性能試験	12M	1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	差圧計	2	中央制御室 待機所	計測制御	○	外観点検 特性試験	1Y 1Y	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型陽圧化空調機プロアユニット	2	7号機計測制御電源盤 区域(B)送・排風機室	原子炉	○	外観点検 動作確認	17M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型陽圧化空調機フィルタユニット	1	7号機計測制御電源盤 区域(B)送・排風機室	原子炉	○	外観点検	17M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型陽圧化空調機プロアユニット	2	6号機計測制御電源盤 区域(B)送・排風機室	原子炉	○	外観点検 動作確認	17M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型陽圧化空調機フィルタユニット	1	6号機計測制御電源盤 区域(B)送・排風機室	原子炉	○	外観点検	17M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	緊急時対策所可搬型陽圧化空調機	9	5号機 R/B 3F 北西工 リア(常設機) 5号機 R/B 3F A系計 測用電源室(予備機)	化学管理	○	外観点検 動作確認	17M	1.16 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型エリアモニタ(待機場所)	1	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	・外部点検 ・内部点検 ・電圧値測定 ・DPIスウィッチ確認 ・照射試験 ・チエック線源指 示値測定	13M	1.16 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型エリアモニタ(対策本部)	1	5号機緊急時対策所	放射線安全		・外部点検 ・内部点検 ・電池電圧測定 ・DPIスウィッチ確認 ・照射試験 ・チエック線源指 示値測定	13M	1.16 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型エリアモニタ	3	中央制御室	放射線安全		・外部点検 ・内部点検 ・電池電圧測定 ・DPIスウィッチ確認 ・照射試験 ・チエック線源指 示値測定	13M	1.16 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	衛星電話設備(常設)	1	中央制御室	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.16 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)	3	中央制御室	発電	○	機能確認	12M	1.15 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	小型船舶(海上モニタリング用)	1	荒浜側高台保管場所	放射線安全	○	外観点検	12M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	小型船舶(海上モニタリング用)	1	大湊側高台保管場所	放射線安全	○	外観点検	12M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型気象観測装置	1	環境管理棟	放射線安全	○	・外観点検 ・各部動作確認 ・総合動作試験	1Y	1.17

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型気象観測装置	1	環境管理棟	放射線安全	○	・外観点検 ・各部動作確認 ・総合動作試験	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型ダスト・よう素サンブラ	2	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	・外部点検 ・積算流量 ・タイマー機能確認 ・流量率 ・確認	13M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	モニタリングポスト用発電機	1	MP-5周辺	放射線安全	○	外観点検、動作確認	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	モニタリングポスト用発電機	1	MP-6周辺	放射線安全	○	外観点検、動作確認	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	モニタリングポスト用発電機	1	MP-2周辺	放射線安全	○	外観点検、動作確認	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	データ処理装置	1	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	・外観点検 ・各部動作確認 ・テストプログラムによる動作確認	1Y	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	ZnSシンチレーションサーベイメータ	1	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	・外部・内部点検 ・各種測定及び動作確認 ・プレート測定 ・機器効率測定	13M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	NaIシンチレーションサーベイメータ	2	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	・外部・内部点検 ・各種測定及び動作確認 ・校正(照射試験) ・チエック線源指示値確認	13M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	GM汚染サーベイメータ	3	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	・外部・内部点検 ・各種測定及び動作確認 ・プレート測定 ・機器効率測定	13M	1.17
17条の7	重大事故等対処設備	電離箱サーベイメータ	2	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	・外部・内部点検 ・校正	13M	1.17 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	GM汚染サーベイメータ	3	中央制御室	放射線安全	○	・外部・内部点検 ・各種測定及び動作確認 ・プレート測定 ・機器効率測定	13M	1.16
17条の7	重大事故等対処設備	電離箱サーベイメータ	2	中央制御室	放射線安全	○	・外部・内部点検 ・校正	13M	1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型モニタリングポスト	8	荒浜側高台保管場所	放射線安全	○	・外観点検 ・各部動作確認 ・総合動作試験	1Y	1.17 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型モニタリングポスト	7	大湊側高台保管場所	放射線安全	○	・外観点検 ・各部動作確認 ・総合動作試験	1Y	1.17 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬型モニタリングポスト(対策本部)	1	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	・外観点検 ・各部動作確認 ・総合動作試験	1Y	1.17 1.18
17条の7	重大事故等対処設備	二酸化炭素濃度計(待機場所)	1	5号機緊急時対策所	発電	○	特性試験	12M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	二酸化炭素濃度計(対策本部)	1	5号機緊急時対策所	発電	○	特性試験	12M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	酸素濃度計(対策本部)	1	5号機緊急時対策所	発電	○	特性試験	12M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	酸素濃度計(待機場所)	1	5号機緊急時対策所	発電	○	特性試験	12M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	無線連絡設備(常設)	5	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	無線連絡設備(常設)	1	7号機中央制御室	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	差圧計(対策本部)	2	5号機緊急時対策所	計測制御	○	外観点検 特性試験	1Y	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	差圧計(待機場所)	2	5号機緊急時対策所	計測制御	○	外観点検 特性試験	1Y	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	5号機原子炉建屋内緊急時対策所可搬型外気取入送風機	3	5号機緊急時対策所北西階段前室	化学管理	○	外観点検 動作確認	17M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機	2	5号機緊急時対策所	原子炉	○	外観点検 動作確認	17M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 可搬型陽圧化空調機	4	5号機緊急時対策所	原子炉	○	外観点検 動作確認	17M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト	1	5号機緊急時対策所	原子炉	○	外観点検 動作確認	12M	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	9	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	可搬ケーブル	21	大湊側高台保管場所	電気機器	○	外観点検 機能確認	1Y	1.18
17条の7	重大事故等対処設備	可搬ケーブル	2	5号機 R/B	電気機器	○	絶縁抵抗測定	6Y	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	衛星無線通信装置(常設)	1	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	携帯型音声呼出電話機	4	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	3	大湊側高台保管場所	電気機器	○	法定点検(車面) 起動確認	6M, 12M 1M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	5号機 TSC用負荷変圧器	1	5号機 R/B 3階	電気機器	○	精密点検 外観点検	68M	1.18 1.19

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	重大事故等対処設備	5号機TSC用交流110V分電盤1	1	5号機緊急時対策所	電気機器	○	外観点検	68M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	5号機TSC用交流110V分電盤2	1	5号機緊急時対策所	電気機器	○	外観点検	68M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	5号機TSC用交流110V分電盤3	1	5号機緊急時対策所	電気機器	○	外観点検	68M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	2	5号機緊急時対策所	電気機器	○	外観点検	1Y	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	2	5号機中央制御室	電気機器	○	外観点検	1Y	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	6	5号機 R/B 屋外	電気機器	○	外観点検	1Y	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	衛星携帯電話 ※衛星携帯電話用充電器及び衛星携帯電話用充電池予備を含む 衛星電話設備(常設)	8	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	重大事故等対処設備	衛星携帯電話 緊急時対策支援システム伝送装置 SPDS表示装置 可搬式蓄電池	5	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.19
17条の7	重大事故等対処設備	データ伝送装置	1式	5号機緊急時対策所	計測制御	○	機能・性能試験	13M	1.19
17条の7	自主対策設備	可搬式原子炉水位計(広帯域)	2	7号機RCIC室	計測制御	○	外観点検 補充電	1Y	1.2
17条の7	自主対策設備	可搬式原子炉水位計(広帯域)	1	7号機RCIC室	計測制御	○	外観点検 動作確認	1Y	1.2
17条の7	自主対策設備	可搬式原子炉水位計(燃料域)	1	7号機RCIC室	計測制御	○	外観点検 動作確認	1Y	1.2
17条の7	自主対策設備	発電機	1	大湊側高台保管場所	原子炉	○	外観点検 動作確認	1Y	1.2
17条の7	自主対策設備	水中ポンプ	1	大湊側高台保管場所	原子炉	○	外観点検 動作確認	12M	1.2
17条の7	自主対策設備	ホース(水中ポンプ用)	4	大湊側高台保管場所	原子炉	○	外観点検	12M	1.2
17条の7	自主対策設備	可搬型回転計	1	中央制御室 安全対策資材ラック	発電	○	特性試験	17M	1.2
17条の7	自主対策設備	発電機	1	大湊側高台保管場所	原子炉	○	外観点検 動作確認	1Y	1.2
17条の7	自主対策設備	低圧両端未ケーブル(50m×4本)	2	新保全部倉庫	電気機器	○	外観点検 動作確認 絶縁抵抗測定	6M 72M	1.2 1.3 1.14
17条の7	自主対策設備	低圧両端未ケーブル(25m×4本)	2	新保全部倉庫	電気機器	○	外観点検 絶縁抵抗測定	6M 72M	1.2 1.3 1.14

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	直流給電車	1	大湊側高台保管場所	電気機器	○	通常点検 精密点検	1M, 6M 4Y	1.2 1.3 1.14
17条の7	自主対策設備	ユニック車(資機材運搬用)	1	大湊側高台保管場所	電気機器	○	法定点検(車両) 法定点検(クレーン)	3M, 12M 1M, 12M	1.2 1.3 1.14
17条の7	自主対策設備	第二ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁	2	第二GTGエリア	タービン	○	気密試験	3Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16
17条の7	自主対策設備	第二ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	2	第二GTGエリア	タービン	○	気密試験 交換	3Y 10Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16
17条の7	自主対策設備	第二ガスタービン発電機用燃料タンク	2	第二GTGエリア	タービン	○	気密試験	3Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	第二ガスタービン発電機	2	第一GTGエリア	電気機器	○	本格点検	1Y、3Y、9Y	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16
17条の7	自主対策設備	代替RSWポンプ	2	資機材車内	原子炉	○	外観点検 分解点検	1M 10Y	1.4 1.5 1.6 1.7 1.11
17条の7	自主対策設備	代替RSWポンプ用制御盤	2	資機材車内	原子炉	○	外観点検	1Y	1.4 1.5 1.6 1.7 1.11
17条の7	自主対策設備	75Aホース	1096	大湊側高台保管場所 荒浜側高台保管場所 5号機東側第二保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.4 1.6 1.8 1.10 1.11 1.13
17条の7	自主対策設備	移動式変圧器 750kVA・420V	1	資機材車内	原子炉	○	※熱交換器ユニット トを含む	※熱交換器ユニット トを含む	1.5
17条の7	自主対策設備	トラクタ	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(車両)	3M、12M	1.5
17条の7	自主対策設備	トラクタ	1	大湊側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(車両)	3M、12M	1.5
17条の7	自主対策設備	ホース展張車	1	荒浜側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 構築部点検	3M、12M 12M	1.5 1.10 1.11 1.12
17条の7	自主対策設備	ホース展張車	1	大湊側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 構築部点検	3M、12M 12M	1.5 1.10 1.11 1.12
17条の7	自主対策設備	格納容器pH制御設備(タンク)	1	7号機 Rw/B 3階	原子炉	○	開放点検	170M	1.7
17条の7	自主対策設備	格納容器pH制御設備(弁)	19	7号機 Rw/B 2階、1階、 地下3階	原子炉	○	分解点検	170M	1.7
17条の7	自主対策設備	格納容器pH制御設備(ヒーター)	24	7号機 Rw/B 3階	電気機器	○	外観点検 絶縁抵抗測定	17M 17M	1.7

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	格納容器pH制御設備(計器)	1式	7号機 Rw/B 3階	計測制御	○	特性試験	17M	1.7
17条の7	自主対策設備	格納容器pH制御設備(サンプリング設備)	1式	7号機 R/B 地下3階	計測制御	○	外観点検 機能・性能試験	17M 17M	1.7
17条の7	自主対策設備	可搬型格納容器窒素供給設備	2	大湊側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(第二種 压力容器) 法定点検(車両) 外観点検、動作 確認 本格点検	12M 3M、12M 3M 12M	1.7 1.9
17条の7	自主対策設備	可搬型格納容器窒素供給設備	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	○	法定点検(第二種 压力容器) 法定点検(車両) 外観点検、動作 確認 本格点検	12M 3M、12M 3M 12M	1.7 1.9
17条の7	自主対策設備	ホース展張回収車	1	大湊側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 構築部点検	3M、12M 12M	1.10 1.11 1.12
17条の7	自主対策設備	吊り降ろしロープ	2	7号機 R/B 4階	発電	○	外観点検	12M	1.11
17条の7	自主対策設備	ステンレス鋼板	1	7号機 R/B 4階	発電	○	外観点検	12M	1.11
17条の7	自主対策設備	シール材(接着剤)	2	7号機 R/B 4階	発電	○	外観点検	12M	1.11
17条の7	自主対策設備	高所放水車	1	大湊側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 構築部点検	3M、12M 12M	1.12
17条の7	自主対策設備	サーモグラフィカメラ	2	5号機緊急時対策所	タービン	○	校正	13M	1.12
17条の7	自主対策設備	ガンマカメラ	2	5号機緊急時対策所	放射線安全	○	校正	13M	1.12
17条の7	自主対策設備	電源車～直流給電車～直流母線電路	1	大湊側高台～直流母線	電気機器	○	設備個々に定め る	設備個々に定める	1.14
17条の7	自主対策設備	電源車～荒浜側緊急用高圧母線～非常用高圧母線C系及びVD系電路	1	大湊側高台～非常用高圧母線C系及びVD系	電気機器	○	設備個々に定め る	設備個々に定める	1.14
17条の7	自主対策設備	電源車～荒浜側緊急用高圧母線～AM用直流電路	1	大湊側高台～AM用直流電路	電気機器	○	設備個々に定め る	設備個々に定める	1.14
17条の7	自主対策設備	電源車～荒浜側緊急用高圧母線～AM用MCC電路	1	大湊側高台～AM用MCC	電気機器	○	設備個々に定め る	設備個々に定める	1.14
17条の7	自主対策設備	第二ガスタービン発電機～大湊側緊急用高圧母線～非常用高圧母線C系及びVD系電路	1	第二GTGエリア～非常用高圧母線C系及びVD系	電気機器	○	設備個々に定め る	設備個々に定める	1.14
17条の7	自主対策設備	第二ガスタービン発電機～大湊側緊急用高圧母線～AM用MCC電路	1	第二GTGエリア～AM用MCC	電気機器	○	設備個々に定め る	設備個々に定める	1.14
17条の7	自主対策設備	第二ガスタービン発電機～荒浜側緊急用高圧母線～非常用高圧母線C系及びVD系電路	1	第二GTGエリア～非常用高圧母線C系及びVD系	電気機器	○	設備個々に定め る	設備個々に定める	1.14
17条の7	自主対策設備	第二ガスタービン発電機～荒浜側緊急用高圧母線～AM用MCC電路	1	第二GTGエリア～AM用MCC	電気機器	○	設備個々に定め る	設備個々に定める	1.14

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	中央制御室待避室・5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)カードル式空気ポンプユニット	MCR:5	荒浜側高台保管場所	原子炉	○	外観点検	12M	1.16
17条の7	自主対策設備	中央制御室待避室・5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)カードル式空気ポンプユニット	TSC:3	荒浜側高台保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.16
17条の7	自主対策設備	ダスト・ヨウ素サンプラ(放射能観測車に搭載)	1	荒浜側高台保管場所	放射線安全	○	・外観点検 ・積算流量 ・タイマー機能確認 ・流量率	13M	1.17
17条の7	自主対策設備	可搬型Geガンマ線多重波高分分析装置	1	免震重要棟	化学管理	○	・分解能 ・ピーク対コンプトン比 ・エネルギー校正 ・相対効率 ・総合動作	13M	1.17
17条の7	自主対策設備	ガスフロー測定装置	1	5号機化学用カウンティング室	化学管理	○	・出力電圧測定 ・テイスクリ測定 ・PT、PC動作 ・プリンタ動作 ・プラトー測定 ・計数効率校正or計数値 ・総合動作	13M	1.17
17条の7	自主対策設備	GM計数装置	1	荒浜側高台保管場所	放射線安全	○	・外観点検 ・プラトー特性確認 ・各部動作確認 ・総合動作試験	1Y	1.17
17条の7	自主対策設備	Geガンマ線多重波高分分析装置	3	6/7号機化学用計測室	化学管理	○	・分解能 ・ピーク対コンプトン比 ・エネルギー校正 ・相対効率 ・総合動作	13M	1.17
17条の7	自主対策設備	テレビ会議システム(社内向)	1	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18
17条の7	自主対策設備	テレビ会議システム	1	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18
17条の7	自主対策設備	よう素測定器装置(放射能観測車に搭載)	1	荒浜側高台保管場所	放射線安全	○	・外観点検 ・エネルギー分解能測定 ・各部動作確認 ・総合動作試験	1Y	1.17
17条の7	自主対策設備	無停電源装置	9	MP-1~9局舎;各1台	放射線安全	○	・外観点検 ・各部動作確認 ・総合動作試験	1M 1Y	1.17

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	自主対策設備	放射能観測車	1	荒浜側高台保管場所	放射線安全	○	法定点検(車両)	6M, 12M	1.17
17条の7	自主対策設備	移動式待機所	2	荒浜側高台保管場所	タービン	○	法定点検(車両) 外観点検	3M 12M	1.18
17条の7	自主対策設備	ハンドセット スピーカ	259 671	5号機緊急時対策所 各建屋 屋外	電気機器	○	外観点検	1Y	1.18
17条の7	自主対策設備	カードル式空気ポンプユニット	1	荒浜側高台保管場所	タービン	○	外観点検	12M	1.18
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 固定電話機	75	7号機 R/B T/B C/B 5号機緊急時対策所 中央制御室	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 PHS	215	7号機 R/B T/B C/B 5号機緊急時対策所 中央制御室	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	電力保安通信用電話設備 FAX	2	5号機緊急時対策所 中央制御室	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	衛星電話設備(社内向)	5	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	自主対策設備	専用電話設備(ホットライン)	7	5号機緊急時対策所	電子通信	○	外観点検 機能確認	6M	1.18 1.19
17条の7	資機材	電源ケーブル(発電機～制御盤用 40m)	3	大湊側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2
17条の7	資機材	電源ケーブル(制御盤～水中ポンプ 45m)	3	大湊側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2
17条の7	資機材	吊り具(吊ワイヤー)	1	大湊側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2
17条の7	資機材	制御盤(発電機及びポンプ接続用)	1	大湊側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2
17条の7	資機材	固縛用ヒモ	6	大湊側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2
17条の7	資機材	耐熱服	4	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.3 1.13
17条の7	資機材	酸素呼吸器	18	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.3 1.13
17条の7	資機材	不織布カバーオール	1890	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.18
17条の7	資機材	不織布カバーオール	420	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	綿手袋	1890	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.18
17条の7	資機材	綿手袋	420	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.16
17条の7	資機材	ゴム手袋	3780	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.14 1.18
17条の7	資機材	ゴム手袋	840	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.14 1.16
17条の7	資機材	チャコールフィルタ	3780	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.18
17条の7	資機材	チャコールフィルタ	420	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.16
17条の7	資機材	アノラック	945	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.18

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	アノラック	420	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.16
17条の7	資機材	タンクステンベスト	14	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	全面マスク	810	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.14 1.18
17条の7	資機材	全面マスク	280	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.14 1.16
17条の7	資機材	セルフレアセット	4	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.18
17条の7	資機材	セルフレアセット	4	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	個人線量計	180	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.14 1.18
17条の7	資機材	個人線量計	70	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.12 1.14 1.16
17条の7	資機材	電動ファン付き全面マスク(ろ過式呼吸用保護具用)	80	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.4 1.5 1.6 1.8 1.10 1.11 1.12 1.14 1.15 1.18
17条の7	資機材	チャコールフィルタ(電動ファン付き全面マスク用)	560	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	電動ファン付き全面マスク(ろ過式呼吸用保護具用)	20	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	チャコールフィルタ(電動ファン付き全面マスク用)	140	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	メガ(1000V/500V/250V)	1	5号機緊急時対策所または中央制御室	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.5
17条の7	資機材	緊急用工具袋(ピンクバック)	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14
17条の7	資機材	養生シート、固縛紐	1	大湊制高台保管場所(電源車内に収納)	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14
17条の7	資機材	メガ(1000V/500V/250V)	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	テスター	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14
17条の7	資機材	接地棒	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14
17条の7	資機材	絶縁マット	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14
17条の7	資機材	絶縁ゴム長靴	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14
17条の7	資機材	絶縁ゴム手袋	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14
17条の7	資機材	工具セット(ドライバ、レンチ、ペンチ、ニッパー、電エナイフ、圧着工具、ハンマー、ボルト、ナット、金へら、レガテープ、エンパイヤクロス、エフコテープ、ビニルテープ)	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.14
17条の7	資機材	平編導線	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.4
17条の7	資機材	ヨウ素剤	1440	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	ヨウ素剤	320	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	水(1.5L)	2520	5号機緊急時対策所	労務人事	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	水(1.5L)	280	中央制御室	労務人事	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	食料	3780	5号機緊急時対策所	労務人事	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	食料	420	中央制御室	労務人事	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ホースブリッジ	64	車載	タービン	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.6
17条の7	資機材	ホースバンド	30	車載	タービン	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.6
17条の7	資機材	懐中電灯	6	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.6 1.8 1.0 1.11 1.14
17条の7	資機材	ボルトカッター	1	車載	タービン	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.6 1.8 1.10 1.11

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	電離箱式サーベイメータ	8	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.17 1.18
17条の7	資機材	電離箱式サーベイメータ	2	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16 1.17
17条の7	資機材	ユニック車	1	大湊側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5
17条の7	資機材	ユニック車	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5
17条の7	資機材	トラクタ	1	大湊側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5
17条の7	資機材	トラクタ	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5
17条の7	資機材	資機材トレーラー	1	大湊側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5
17条の7	資機材	工具・治具	1	資機材トレーラー内	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5
17条の7	資機材	吊り具(吊ワイヤー、シャックル、チェーンブロック)	1	荒浜側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.15
17条の7	資機材	可搬型格納容器窒素供給設備ホース	8	資機材置場	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.7 1.9
17条の7	資機材	ホースバンド	2	車載	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.7 1.9
17条の7	資機材	靴下	1890	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.18
17条の7	資機材	靴下	420	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.16
17条の7	資機材	帽子	1890	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.18
17条の7	資機材	帽子	420	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5 1.7 1.9 1.16
17条の7	資機材	汚染区域用靴	40	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.7 1.9 1.18
17条の7	資機材	レバーブロック	2	7号機 R/B 屋上出入口 (北側)	建築	-	資機材管理による	資機材管理による	1.10

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	コンテナ	61	大湊側高台保管場所 荒浜側高台保管場所	タービン	-	資機材管理による	資機材管理による	1.10 1.11 1.12
17条の7	資機材	懐中電灯	8	5号機緊急時対策所	タービン	-	資機材管理による	資機材管理による	1.11 1.12
17条の7	資機材	懐中電灯	6	5号機緊急時対策所	防災安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.12
17条の7	資機材	帯電防止袋	1	ローリ車載	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	充電レシプロ	1	荒浜側高台保管場所	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	充電インバクトドライバ	1	荒浜側高台保管場所	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	給油用アタッチメント(免震棟地下軽油タンク用)	1	ローリ車載	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	給油用アタッチメント(GTG地下軽油タンク用)	1	ローリ車載	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	懐中電灯	2	5号機緊急時対策所	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	ユニック昇降用階段	2	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	長靴(現場状況により使用)	6	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	トルクレンチ(ソケット含む)	1	ローリ車載	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	低圧ゴミ袋(専用バッグに収納)	2	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	絶縁抵抗計(専用バッグに収納)	1	非常用物品庫	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	サンダーパン	1	荒浜側高台保管場所	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	検電器(高圧用検電器)	1	5号機緊急時対策所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	ケープドラムジャッキ	1	大湊側高台保管場所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	かんざし	1	大湊側高台保管場所	電気機器	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	オイル吸着シート	1	ローリ車載	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	GTG地下軽油タンク給油口南京錠のカギ	1	5号機緊急時対策所	保全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	低圧絶縁ゴム手袋[中操]	2	中央制御室	計測制御	-	資機材管理による	資機材管理による	1.15
17条の7	資機材	接続ケーブル[中操]	23	中央制御室	計測制御	-	資機材管理による	資機材管理による	1.15
17条の7	資機材	プラスチックライバ[中操]	2	中央制御室	計測制御	-	資機材管理による	資機材管理による	1.15
17条の7	資機材	ランタン	4	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ランタン	4	6号機 C/B B1F ク リーンスケセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	養生シート	3	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	養生シート	2	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	マジック	2	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	マジック	2	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ポンベトトラック車(5台)	5	荒浜側高台保管場所	原子炉	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ポリ袋	25	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ポリ袋	20	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ホースキヤップ	2	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ホースキヤップ	1	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ヘルメット掛け	1	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ヘルメット掛け	1	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	フェンス	28	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	フェンス	4	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	微粒子フィルタ	3	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	微粒子フィルタ	1	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	バリア	4	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	バリア	2	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	はさみ	6	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	はさみ	1	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	バケツ	2	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	バケツ	2	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	粘着マット	2	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	粘着マット	2	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	トレイ	1	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	トレイ	1	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	電動送風機	2	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	電動送風機	1	6号機 C/B B1F ク リーニアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	テープ	5	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	送風ユニットBOX	2	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	送風ユニットBOX	1	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	送風ホース	2	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	送風ホース	1	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	蛇腹ホース	3	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	蛇腹ホース	1	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	簡易タンク	1	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	簡易シャワー	1	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	可搬型空気浄化装置	3	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	可搬型空気浄化装置	1	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	活性炭フィルタ	3	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	エアータント	4	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ウエットティッシュ	10	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ウエス	2	5号機 R/B 3階	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	乾電池内蔵型照明	4	中央制御室	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	乾電池内蔵型照明	7	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	テープ	3	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	簡易タンク	1	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	簡易シャワー	1	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	活性炭フィルタ	1	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	エアータント	2	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ウエットティッシュ	2	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	ウエス	1	6号機 C/B B1F ク リーンアクセス通路	放射線管理	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	汚染防護服	1890	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16 1.18
17条の7	資機材	個人線量計	180	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16 1.18
17条の7	資機材	全面マスク	810	5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16 1.18

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	養生シート	30	大湊側高台保管場所 荒浜側高台保管場所 5号機緊急時対策所	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.17
17条の7	資機材	遮蔽材	9	MP-1~9	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.17
17条の7	資機材	検出器保護カバー	18	MP-1~9局舎;各2個	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.17
17条の7	資機材	風向風速計	1	構内車庫	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.17
17条の7	資機材	風向風速計	1	免震重要棟	放射線安全	-	資機材管理による	資機材管理による	1.17
17条の7	資機材	簡易トイレ	3	5号機緊急時対策所	総務	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	一般テレビ(回線, 機器)	1式	5号機緊急時対策所	労務人事	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	社内パソコン(回線, 機器)	84	5号機緊急時対策所	業務システム	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	設備図書	1	5号機緊急時対策所	安全総括	-	資機材管理による	資機材管理による	1.18
17条の7	資機材	検相器	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	高圧用検電器	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	低圧用検電器	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	デジタルテスタ	2	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2
			10	中央制御室			資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.14 1.15 1.16
17条の7	資機材	懐中電灯			発電	-			
17条の7	資機材	乾電池内蔵型照明(三脚タイプ)	4	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)	17	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16
17条の7	資機材	革手袋	2	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5
17条の7	資機材	高圧絶縁ゴム手袋	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	低圧絶縁ゴム手袋	2	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.3 1.5 1.7 1.9 1.14 1.15
17条の7	資機材	絶縁長靴	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	絶縁マット	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	接地棒	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	偏平導線	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.14
17条の7	資機材	ウィルキー	7	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.10 1.11 1.16
17条の7	資機材	スパナ	8	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.3 1.4 1.5 1.6 1.7 1.8 1.14
17条の7	資機材	トルクレンチ	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.4 1.6 1.7 1.8
17条の7	資機材	モンキーレンチ	1	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.5
17条の7	資機材	ラチェットレンチ	2	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.3 1.14
17条の7	資機材	六角レンチ	2	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.16

重大事故等及び大規模損壊対応に必要な設備・資機材一覧表(案)

条文	対処設備	設備・資機材名称	数量	設置場所	所管箇所	保全対象範囲	点検及び試験の項目	頻度	技術的能力
17条の7	資機材	ブラスドライブ	2	中央制御室	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.2 1.3 1.5 1.6 1.7 1.8 1.9 1.15
17条の7	資機材	ポンベ運搬台車	1	7号機 R/B 4階	発電	-	資機材管理による	資機材管理による	1.3
17条の8	大規模損壊設備	水槽付消防ポンプ自動車(A-II級)	1	自衛消防隊建屋	モバイル設備管理	○	法定点検(車両) 外観点検 分解点検	3M、12M 12M 120M	1.12
17条の8	大規模損壊設備	化学消防自動車(A-II級)	1	自衛消防隊建屋	モバイル設備管理	○	法定点検(車両) 外観点検 分解点検	3M、12M 12M 120M	1.12
17条の8	大規模損壊設備	化学消防自動車(A-II級)	1	荒浜側高台保管場所	モバイル設備管理	○	法定点検(車両) 外観点検 分解点検	3M、12M 12M 120M	1.12
17条の8	大規模損壊設備	大型化学高所放水車	1	荒浜側高台保管場所	モバイル設備管理	○	法定点検(車両) 艀装部点検	3M、12M 12M	1.12

4 . サーベランス頻度の設定について

BWR 6 社で作成した「保安規定変更に係る基本方針」(令和元 年 8 月 1 日 改訂 3) (以下, 「基本方針」という。) では, 運転上の制限を設定している設備に対する定期的に運転上の制限を満足しているかの確認 (以下, 「サーベランス」という。) を実施する頻度について, 以下のとおり整理している。[記載箇所: 4 . 2 - 2 頁]

4 . 2 サーベランスの設定方針

(2) サーベランス頻度

b . 重大事故等対処設備のサーベランス頻度の設定

重大事故等対処設備には常設設備と可搬設備があり, 常設設備は系統に接続されているか, 容易に接続可能な状態となっており, 可搬設備については系統と切り離して保管された状態となっている。この可搬設備のサーベランス頻度は, 運用管理の観点から当面, 保守管理計画に定める点検計画の点検頻度のうち最も短い 3 ヶ月毎を上限とする。常設設備については, 保守管理計画に定める点検計画の点検・補修の実施頻度以内で設定する。

5 . 柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉におけるサーベランス頻度の設定

柏崎刈羽原子力発電所 7 号炉に整備する常設及び可搬設備の重大事故等対処設備の点検計画 (案) と, 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 (補正) に記載しているサーベランスの内容および頻度について, 別紙のとおり整理し, すべての重大事故等対処設備について, 点検計画実施頻度以内にサーベランスを規定することを確認する。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
代替制御棒挿 入機能	66-1-1	機能検査を実施する。	定事検停止時	ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機 能）	1.機能・性能試験	1 C
原子炉圧力高	66-1-1	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないこ とを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回	原子炉圧力 (B21-PT012A～C)	1.特性試験	1 3 M
原子炉水位異 常低（レベル 2）	66-1-1	論理回路機能検査を実施する。 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないこ とを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回	原子炉水位（広帯域） (B21-LT023A～D)	1.特性試験	1 3 M
手動ARI	66-1-1	論理回路機能検査を実施する。 論理回路機能検査を実施する。	定事検停止時 定事検停止時	手動ARI	1.機能・性能試験	1 C
代替冷却材再 循環ポンプ・ トリップ機能	66-1-2	機能検査を実施する。	定事検停止時	ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環 ポンプ・トリップ機能）	1.機能・性能試験	1 C
原子炉圧力高	66-1-2	原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないこ とを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回	原子炉圧力 (B21-PT012A～C)	1.特性試験	1 3 M
原子炉水位低 （レベル3）	66-1-2	論理回路機能検査を実施する。 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないこ とを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位（狭帯域） (B21-LT022A～C)	1.特性試験	1 3 M
原子炉水位異 常低（レベル 2）	66-1-2	論理回路機能検査を実施する。 原子炉の状態が運転及び起動において、動作不能でないこ とを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。 論理回路機能検査を実施する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	原子炉水位（広帯域） (B21-LT023A～C)	1.特性試験	1 3 M

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
R I P - A S D 手動スイッ チ	6 6 - 1 - 2	論理回路機能検査を実施する。	定事検停止時	R I P - A S D 手動スイッチ	1.機能・性能試験	1 C
	6 6 - 2 - 1	高圧代替注水系ポンプが動作可能であることを確認する。また、ポンプの運転確認後に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	待機状態とな る前に1回	高圧代替注水系ポンプ (E61-C001)	1.機能・性能試験	1 C
	6 6 - 2 - 1	原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上において、高圧代替注水系ポンプの流量が図66-2-1に定める領域内にあることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。	定事検停止後 の原子炉起動 中に1回 1ヶ月に1回			
高圧代替注水 系注入弁	6 6 - 2 - 1	高圧代替注水系における注入弁が開ること及び原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁が動作可能（中操全閉）であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	待機状態とな る前に1回			
	6 6 - 2 - 1	高圧代替注水系における注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止後 の原子炉起動 中に1回	高圧代替注水系注入弁 (E61-F004)	1.分解点検	1 3 0 M
	6 6 - 2 - 1	原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上において、高圧代替注水系における注入弁が開ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回			
原子炉隔離時 冷却系過酷事 故時蒸気止め 弁	6 6 - 2 - 1	高圧代替注水系における注入弁が開ること及び原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸気止め弁が動作可能（中操全閉）であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	待機状態とな る前に1回	原子炉隔離時冷却系過酷事故時蒸 気止め弁 (E51-F034)	1.分解点検	1 3 0 M
	6 6 - 2 - 2	適用される原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、高圧代替注水系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手动操作レバー及びハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回			
	6 6 - 2 - 2	適用される原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上）において、原子炉隔離時冷却系を現場操作により起動するために必要な電動弁の手动操作レバー及びハンドルの状態を確認する。	1ヶ月に1回			

左記サーベランスは、資機材等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。

左記サーベランスは、資機材等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
ほう酸水注入 系ポンプ	66-2-3	定事検停止時に、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.4 MPa[gage]以上であることを確認する。	定事検停止時	ほう酸水注入ポンプ (C41-C001A,B)	1.機能・性能試験	1 C
	66-2-3	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が8.4 MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。	1ヶ月に1回			
ほう酸水注入 系貯蔵タンク	66-2-3	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図24-1, 2の範囲内にあることを確認する。	毎日1回			
代替自動減圧 機能	66-3-1	機能検査を実施する。	定事検停止時	代替自動減圧機能	1.機能・性能試験	1 C
原子炉水位異 常低（レベル 1）	66-3-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉水位（広帯域） (B21-LT003E~G)	1.特性試験	1 3 M
残留熱除去系 ポンプ吐出 力高	66-3-1	論理回路機能検査を実施する。 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止（原子炉圧力が1.0 MPa[gage]以上の場合）において、動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RHR ポンプ吐出圧力 (E11-PT003A-1,B-1,C-1)	1.特性試験	1 3 M
始動タイマ	66-3-1	論理回路機能検査を実施する。 チャンネル校正を実施する。	定事検停止時 定事検停止時	限時継電器 (B21-T463A,B)	1.特性試験	1 3 M
自動減圧系の 起動阻止スイ ッチ	66-3-1	論理回路機能検査を実施する。	定事検停止時	自動減圧系の起動阻止スイッチ	1.機能・性能試験	1 C
主蒸気逃がし 安全弁（手動 減圧）	66-3-2	主蒸気逃がし安全弁の性能検査を実施する。	定事検停止時	主蒸気逃がし安全弁	1.機能・性能試験	1 C
AM用切替装 置（SRV）	66-3-3	原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、AM用切替装置（SRV）が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	AM用切替装置（SRV）	1.機能・性能試験	1 C

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
逃がし安全弁 用可搬型蓄電 池	66-3-3	逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が131V以上であることを確認する。 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。 高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が[]MPa(gage)以上に設定できることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び非常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時 3ヶ月に1回	逃がし安全弁用可搬型蓄電池(DC (Z13-K7E/S-001, 13-K7E/S-007))	1.機能・性能試験	1C
非常用窒素ガス供給弁 常用・非常用窒素ガス連絡弁 常用窒素ガス供給止め弁	66-3-3	高圧窒素ガス供給系A系及びB系の供給圧力の設定値が[]MPa(gage)以上に設定できることを確認するとともに、非常用窒素ガス供給弁、常用・非常用窒素ガス連絡弁及び非常用窒素ガス供給止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	H P I N非常用窒素ガス供給弁 (P54-MO-F003A,B) H P I N常用・非常用窒素ガス連絡弁 (P54-MO-F012A,B) H P I N常用窒素ガス供給止弁 (P54-MO-F203)	1.分解点検	130M
高圧窒素ガスポンベ	66-3-3	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、高圧窒素ガスポンベの外観点検及び規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ	1.外観点検	1C
復水移送ポン プ	66-4-1	復水移送ポンプ1台運転にて、揚程が[]m以上、流量が[] m^3/h 以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が[] m^3/h 以上、復水移送ポンプ1台で流量が[] m^3/h 以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	復水移送ポンプ (P13-C001A,B,C)	1.機能・性能試験	1C
復水補給水系 タービン建屋 負荷遮断弁	66-4-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。	定事検停止時	MUWC T/B負荷遮断弁 (P13-MO-F029)	1.分解点検	130M
低圧注水系注 入隔離弁及び 洗浄水弁	66-4-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	RHR注入弁 (E11-MO-F005A,B) RHR注入ライン洗浄水止め弁 (E11-MO-F032A,B)	1.分解点検	130M
—	66-4-2	—	—	—	—	—
よう素フィル タ	66-5-1	よう素フィルタの性能検査を実施する。	定事検停止時	FVヨウ素除去フィルタ (T61-D008A,B)	1.機能・性能試験	1C

※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）		点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
フィルタ装置	66-5-1	フィルタ装置の性能検査を実施する。 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器圧力逃がし装置が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。 フィルタ装置のスクラバ水の水酸化ナトリウムの濃度が \square wt % 以上であること及び pH が \square 以上であることを確認する。 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、フィルタ装置のスクラバ水位が 500 mm 以上及び 2200 mm 以下であることを確認する。 ドレン移送ポンプの流量が $9.1 \text{ m}^3/\text{h}$ 、揚程が 14.3 m 以上であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	1.機能・性能試験	1 C
ドレン移送ポンプ	66-5-1		定事検停止時	FV 容器ドレン移送ポンプ (T61-C002A,B)	1 C
電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動操作設備	66-5-1	必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動操作設備 (T61-AO-F001) (T31-AO-F019,F022) (T31-MO-F070,F072)	6 5 M
スクラバ水 pH 制御装置	66-5-1	スクラバ水 pH 制御装置の性能検査を実施する。	定事検停止時		
遠隔空気駆動弁操作作用ポンベ	66-5-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、スクラバ水 pH 制御装置が動作可能であることを確認する。また、水酸化ナトリウムの保有量が \square L 以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	スクラバ水 pH 制御設備（可搬型） (6, 7 号機共用)	9 1 M
電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動操作設備	66-5-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作作用ポンベが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	・PCV フィルタベン ト容器側隔離弁操作作用空気ポンベ ・PCV ベン トライン排気筒側隔離弁操作作用空気ポンベ	1 C
耐圧強化ベン ト系	66-5-2	必要な電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	電動駆動弁、空気駆動弁及び遠隔手動操作設備 (T61-AO-F002) (T31-AO-F019,F022) (T31-MO-F070,F072)	6 5 M

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
遠隔空気駆動 弁操作ポン プ	66-5-2	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、遠隔空気駆動弁操作ポンプが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		1.外観点検	1C
可搬型窒素供 給装置	66-5-3	可搬型窒素供給装置の吐出圧力が0.5MPa、流量が70Nm ³ /h（窒素純度99%以上※ ² にて）であることを確認する。 ※2：酸素濃度1%未満であることをもって確認する。	定事検停止時			
	66-5-3	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、可搬型窒素供給装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		1.外観点検	1C
熱交換器ユニ ット	66-5-4	熱交換器ユニット（P27-D2000,D3000,D4000）の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が650m ³ /h以上で揚程が6.5m以上。 ・流量が680m ³ /h以上で揚程が5.6m以上。 ・流量が700m ³ /h以上で揚程が5.3m以上。	2年に1回			
	66-5-4	熱交換器ユニット（P27-D1000,D5000）の代替原子炉補機冷却水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 ・流量が \square m ³ /h以上で揚程が \square m以上。 ・流量が \square m ³ /h以上で揚程が \square m以上。 ・流量が \square m ³ /h以上で揚程が \square m以上。 熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	2年に1回	・熱交換器ユニット（東芝製） （6,7号機共用）（P27-D2000,D3000,D4000） ・熱交換器ユニット（日立製） （6,7号機共用） （P27-D1000,D5000）	1.分解点検	10Y
大容量送水車 （熱交換器ユ ニット用）	66-5-4	熱交換器ユニットが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
	66-5-4	大容量送水車（熱交換器ユニット用）の流量が1100m ³ /h以上で吐出圧力が0.61MPa以上であることを確認する。	1年に1回	大容量送水車（熱交換器ユニット用）（6,7号機共用）	1.分解点検	10Y
大容量送水車 （熱交換器ユ ニット用）	66-5-4	大容量送水車（熱交換器ユニット用）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
	66-5-4	原子炉補機冷却水系における常用冷却水供給側分離弁及び常用冷却水戻り側分離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後に、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	R C W常用冷却水供給側分離弁 （P21-MO-F016A,B,C） R C W常用冷却水戻り側分離弁 （P21-MO-F037A,B,C）	1.分解点検	130M

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
残留熱除去系 熱交換器冷却 水止め弁	66-5-4	原子炉補機冷却水系における残留熱除去系熱交換器冷却 水止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確 認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認す る。	1ヶ月に1回	R C W R H R 熱交換器冷却水出 口弁 (P21-MO-F042A,B,C)	1.分解点検	130M
復水移送ポン プ	66-5-5	復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□ m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポン プ2台運転で流量が□m ³ /h以上確保可能以上 であることを確認する。	定事検停止時	復水移送ポンプ (P13-C001A,B,C)	1.機能・性能試験	1C
	66-5-5	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、復水移 送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
残留熱除去系 高圧炉心注水 系第一止め弁	66-5-5	残留熱除去系高圧炉心注水系第一止め弁及び残留熱除去 系高圧炉心注水系第二止め弁、下部ドライウエル注水ライ ン隔離弁及び下部ドライウエル注水量調節弁が動作可 能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に 際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	R H R 系 H P C F 系 第一止め弁 (E11-MO-F061) R H R 系 H P C F 系 第二止め弁 (E11-MO-F062) M U W C 下部ドライウエル注水ラ イン隔離弁 (P13-MO-F095) M U W C 下部ドライウエル注水流 量調節弁 (P13-MO-F094)	1.分解点検	130M
下部ドライウ エル注水ライ ン隔離弁						
下部ドライウ エル注水流 量調節弁						
復水補給水系 タービン建屋 負荷遮断弁	66-5-5	復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可 能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に 際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	M U W C T / B 負荷遮断弁 (P13-MO-F029)	1.分解点検	130M
低圧注水系A 系及びB系 注入隔離弁 洗浄水弁	66-5-5	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、低圧注 水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動 作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確 認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	R H R 注入弁 (E11-MO-F005A,B) R H R 注入ライン洗浄水止め弁 (E11-MO-F032A,B)	1.分解点検	130M

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）		点検計画（案）				
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
格納容器スプレイ冷却系 洗浄水弁	66-5-5	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及び圧力抑制室スプレイ注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	RHR注入ライン洗浄水止め弁 (E11-MO-F032B) RHR格納容器冷却ライン隔離弁 (E11-MO-F018B) RHR格納容器冷却流量調節弁 (E11-MO-F017B) RHR S/Pスプレイ注入隔離弁 (E11-MO-F019B)	1.分解点検	130M
—	66-5-6	—	—	—	—	—
復水移送ポンプ	66-6-1	復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	復水移送ポンプ (P13-C001A,B,C)	1.機能・性能試験	1C
タービン建屋 負荷遮断弁	66-6-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	—	—	—
—	66-6-1	復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	MUWC T/B負荷遮断弁 (P13-MO-F029)	1.分解点検	130M
格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及び圧力抑制室スプレイ注入隔離弁、格納容器冷却流量調節弁	66-6-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、格納容器スプレイ冷却系B系における洗浄水弁、格納容器冷却ライン隔離弁、格納容器冷却流量調節弁及び圧力抑制室スプレイ注入隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	RHR注入ライン洗浄水止め弁 (E11-MO-F032B) RHR格納容器冷却ライン隔離弁 (E11-MO-F018B) RHR格納容器冷却流量調節弁 (E11-MO-F017B) RHR S/Pスプレイ注入隔離弁 (E11-MO-F019B)	1.分解点検	130M
—	66-6-2	—	—	—	—	—

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
燃料プールの冷却 系ポンプ	66-9-2	燃料プール冷却系ポンプの流量が \square m^3/h 以上で、全揚程が \square m 以上であることを確認する。	1年に1回	燃料プール冷却系ポンプ (G41-C001A,B)	1.機能・性能試験	1 C
	66-9-2	燃料プール冷却系ポンプが起動することを確認する。	1ヶ月に1回			
FPCろ過脱 塩器第一入口 弁、FPCろ過 脱塩器第二 入口弁、FPC ろ過脱塩器 出口弁及びF PCろ過脱塩 器バイパス弁	66-9-2	FPCろ過脱塩器第一入口弁、FPCろ過脱塩器第二入口弁、FPCろ過脱塩器出口弁及びFPCろ過脱塩器バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1年に1回	FPC F/D第一入口弁 (G41-MO-F005A) FPC F/D第二入口弁 (G41-MO-F005B) FPC F/D出口弁 (G41-MO-F013) FPC F/Dバイパス弁 (G41-MO-F021A,B)	1.分解点検	130M
	66-9-3	チャンネル校正を実施する。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	使用済燃料貯蔵プール（広域）水位 /温度 (G41-L/TE101,102,104,106,108 110,111,112,113,114,115,116 118,119) (G41-TE120)	1.特性試験	13M
使用済燃料貯 蔵プール水 位・温度（SA 広域）	66-9-3	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	使用済燃料貯蔵プール温度 (G41-TE102-1~8)	1.特性試験	13M
	66-9-3	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	使用済燃料貯蔵プールエリア雰囲気 気温度 (G41-TE103)		
使用済燃料貯 蔵プール放射 線モニタ（高 レンジ・低レ ンジ）	66-9-3	チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	使用済燃料プール放射線モニタ（高 レンジ） (D21-RE036)	1.特性試験	13M
	66-9-3	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	使用済燃料プール放射線モニタ（低 レンジ） (D21-RE035)		
使用済燃料貯 蔵プール監視 カメラ	66-9-3	機能検査を実施する。	定事検停止時	使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (U51-ITVNO.IRSFP)	1.機能・性能試験	1 C
	66-9-3	使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	SFPカメラ空冷装置 (U51-D-001,002,003)		

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文字号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
大容量送水車 (原子炉建屋 放水設備用)	66-10-1	大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、吐出圧力[MPa]以上、流量が[m ³ /h]以上であることを確認する。	1年に1回	大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)	1.分解点検	10Y
	66-10-1	大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		2.外観点検	
放水砲	66-10-1	放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放水砲	1.外観点検	1Y
泡原液混合装置	66-10-1	泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	泡原液混合装置	1.外観点検	1Y
泡原液搬送車	66-10-1	泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上であることを確認する。	3ヶ月に1回	泡原液搬送車	1.外観点検	1Y
汚濁防止膜	66-10-2	汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	汚濁防止膜(大湊側放水口(A3)用シルトフエンス)(Y22-D-003A-1) 汚濁防止膜(大湊側取水口(B8)用シルトフエンス)(Y22-D-008B-1) 汚濁防止膜(大湊側取水口(B7)用シルトフエンス)(Y22-D-007B-1) 汚濁防止膜(大湊側取水口(B6)用シルトフエンス)(Y22-D-006B-1)	1.外観点検	1Y
小型船舶(汚濁防止膜設置用)	66-10-2	小型船舶(汚濁防止膜設置用)について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	小型船舶(汚濁防止膜設置用)(大湊側)(Y22-E-001)	1.外観点検	1Y
放射性物質吸着材	66-10-2	放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射性物質吸着剤(5号炉雨水集水槽用) 放射性物質吸着剤(7号炉雨水集水槽用) 放射性物質吸着剤(フラップゲート用)	1.機能・性能試験	1.5Y
復水貯蔵槽	66-11-1	原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	24時間に1回		左記サーベランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。	

※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
—	66-11-2	—	—	—	—	—
大容量送水車 （海水取水 用）	66-11-3	大容量送水車（海水取水用）を起動し、流量が \square m ³ /h 以上で、吐出圧力が \square MPa(gage) 以上であることを確認する。	1年に1回	大容量送水車（海水取水用）	1. 分解点検 2. 外観点検	10Y 1Y
	66-11-3	大容量送水車（海水取水用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
第一ガスター ビン発電機	66-12-1	第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）、に異常のないことを確認する。	定事検停止時	第一ガスタービン発電機	1. 機能・性能試験	1C
	66-12-1	第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
第一ガスター ビン発電機用 燃料タンク	66-12-1	第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。	1ヶ月に1回	左記サーベランスは、水量、濃度等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。		
	66-12-1	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
電源車	66-12-2	電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電源車	1. 分解点検	5Y
	66-12-2	電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
号炉間電力融 通ケーブル （常設）	66-12-3	号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	号炉間電力融通ケーブル（常設） (6,7号機共用)	1. 機能・性能試験	6M
	66-12-3	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
所内蓄電式直 流電源設備及 び常設代替直 流電源設備	66-12-4	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	所内蓄電式直流電源設備	1. 機能・性能試験 （蓄電池） 1. 特性試験 （充電器）	1C 39M
	66-12-4	原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 [*] において、直流12.5V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が12.8V以上であることを確認する。	1週間に1回			

※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが閉の場合

枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
直流125V蓄電池A-2	66-12-4	原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 [*] において、直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	直流125V蓄電池 (7A-2) (R42-J002A-2)	1.機能・性能試験 (蓄電池)	6M
AM用直流125V蓄電池	66-12-4	AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	AM用直流125V蓄電池 (R42-J002)	1.機能・性能試験 (蓄電池)	6M
直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2	66-12-4	原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 [*] において、直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	直流125V充電器盤 7A (R42-P006A) 直流125V充電器盤 7A-2 (R42-P006A-2)	1.特性試験 (充電器)	39M
AM用直流125V充電器	66-12-4	AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	AM用直流125V充電器盤 (R42-P006)	1.特性試験 (充電器)	39M
-	66-12-5	-	-	-	-	-
代替所内電気設備	66-12-6	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを 外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	AM用 MCC (7B-1A,7B-1B,7B-1C,7B-1D)	1.機能・性能試験	106M
軽油タンク	66-12-7	6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基以上が第6.1条で定める軽油タンクレベルを満足していることを確認する。	1ヶ月に1回	AM用切替器 AM用操作盤 (7A,7B,7C) AM用動力変圧器 緊急用断路器 (6,7号機共用) 緊急用電源切替箱接続装置 緊急用電源切替箱断路器	1.機能・性能試験	52M
タンクローリ (4kL)	66-12-7	タンクローリ (4kL) が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	4KLタンクローリ車	1.外観点検	1Y
タンクローリ (16kL)	66-12-7	タンクローリ (16kL) が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	16KLタンクローリ車	1.外観点検	1Y
原子炉圧力容器温度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	RPV下鏡上部温度 (B21-TE022C) RPV下鏡下部温度 (B21-TE023C)	1.特性試験	13M
原子炉圧力	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉圧力 (B21-PT007A~D)	1.特性試験	13M
原子炉圧力 (SA)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉圧力 (B21-PT012A~C)	1.特性試験	13M

※：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールのゲートが開の場合
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールのゲートが閉の場合

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請(補正)			点検計画(案)			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
原子炉水位 (広帯域)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉水位(広帯域) (B21-LT003A~H)	1.特性試験	13M
原子炉水位 (燃料域)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉水位(燃料域) (B21-LT006A,B)	1.特性試験	13M
原子炉水位 (SA)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	HPAC原子炉水位(ナロー) (E61-LT021) HPAC原子炉水位(ワイド) (E61-LT022)	1.特性試験	13M
高圧代替注水系 系統流量	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	HPAC系統流量 (E61-FT006)	1.特性試験	13M
原子炉隔離時 冷却系系統流 量	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	R C I C系統流量 (E51-FT006)	1.特性試験	13M
高圧炉心注水 系系統流量	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	H P C F系統流量 (E22-FT007B-2,C-2)	1.特性試験	13M
復水補給水系 流量(RHR A 系代替注水流 量)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	R H R (A) 注入配管流量 (E11-FT013A)	1.特性試験	13M
復水補給水系 流量(RHR B 系代替注水流 量)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	R H R (B) 注入配管流量 (E11-FT013B)	1.特性試験	13M
残留熱除去系 系統流量	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	R H R系統流量 (E11-FT008A-2,B-2,C-2)	1.特性試験	13M
復水補給水系 流量(RHR B 系代替注水流 量)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	R H R (B) 注入配管流量 (E11-FT013B)	1.特性試験	13M
復水補給水系 流量(格納容 器下部注水流 量)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	下部D/W注水流量 (P13-FT025)	1.特性試験	13M
ドライウエル 雰囲気温度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	上部D/W内雰囲気温度 (T31-TE029A) 下部D/W内雰囲気温度 (T31-TE029K)	1.特性試験	13M

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
サブレーション・チェンバ ン・チェンバ ン・ガス温度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	S/C温度 (T31-TE019S)	1.特性試験	13M
サブレーション・チェンバ ン・チェンバ ン・プール水温度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	サブレーション・プール水温度 (T53-TE002F,K,P)	1.特性試験	13M
格納容器内圧 力 (D/W)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	D/W圧力 (T31-PT034)	1.特性試験	13M
格納容器内圧 力 (S/C)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	S/C圧力 (T31-PT030)	1.特性試験	13M
サブレーション・チェンバ ン・チェンバ ン・プール水位	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	S/P水位 (T31-LT033)	1.特性試験	13M
格納容器下部 水位	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	ペダスタル水位 (T31-L/TE036-1,2,3)	1.特性試験	13M
格納容器内水 素濃度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	PCV内水素濃度 (D23-H2E-001A,B)	1.特性試験	13M
格納容器内水 素濃度 (SA)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	水素濃度 (D/W) (D23-H2E041) 水素濃度 (S/C) (D23-H2E042)	1.特性試験	13M
格納容器内雰 囲気放射線レ ベル (D/W)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	格納容器内雰囲気放射線モニタ ライウエル (D23-RE005A,B)	1.特性試験	13M
格納容器内雰 囲気放射線レ ベル (S/C)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	格納容器内雰囲気放射線モニタサ ブレーション・チェンバ (D23-RE006A,B)	1.特性試験	13M
起動領域モニ タ	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	SRNM (検出器) 10個 (C51-SRNM)	1.特性試験	13M
平均出力領域 モニタ	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	LPRM (検出器) 208個 (C51-LPRM)	1.特性試験	13M
[制御棒操作 監視系]	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	制御棒操作監視系	1.機能・性能試験	1C
サブレーション・チェンバ ン・チェンバ ン・プール水温度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	サブレーション・プール水温度 (T53-TE001A~TE006P)	1.特性試験	13M

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
復水補給水系 温度（代替循 環冷却）	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	MUWC温度（代替循環冷却） (E11-TE-009B)	1.特性試験	13M
復水補給水系 流量（RHR A 系代替注水流 量）	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	RHR（A）注入配管流量 (E11-FT013A)	1.特性試験	13M
復水補給水系 流量（RHR B 系代替注水流 量）	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	RHR（B）注入配管流量 (E11-FT013B)	1.特性試験	13M
復水補給水系 流量（格納容 器下部注水流 量）	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	下部D/W注水流量 (P13-FT025)	1.特性試験	13M
フィルタ装置 水位	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	F C V Sフィルタ装置水位 (T61-LT-002A,B)	1.特性試験	13M
フィルタ装置 入口圧力	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	F C V Sフィルタ装置入口圧力 (T61-PT-001)	1.特性試験	13M
フィルタ装置 出口放射線モ ニタ	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	F C V Sフィルタ装置出口放射線 モニタ (D11-RE-099A,B)	1.特性試験	13M
フィルタ装置 水素濃度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	F C V Sフィルタ装置入口水素濃 度 (T61-H2E-104) F C V Sフィルタ装置出口水素濃 度 (T61-H2E-134)	1.特性試験	13M
フィルタ装置 金属フィルタ 差圧	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	F C V S金属フィルタ差圧 (T61-DPT-005A,B)	1.特性試験	13M
フィルタ装置 スクラバ水 pH	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	F C V Sフィルタ装置スクラバ水 pH (T61-PHE-173)	1.特性試験	13M

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請(補正)			点検計画(案)			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
耐圧強化ベ ント系放射線モ ニタ	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	耐圧強化ベ ント放射線モニ タ (D11-RE-091A,B)	1.特性試験	13M
フィルタ装置 水素濃度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	F C V S フィルタ装置入口水素濃 度 (T61-H2E-104) F C V S フィルタ装置出口水素濃 度 (T61-H2E-134)	1.特性試験	13M
残留熱除去系 熱交換器入口 温度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	R H R 熱交換器入口温度 (E11-TE006A,B,C)	1.特性試験	13M
残留熱除去系 熱交換器出口 温度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	R H R 熱交換器出口温度 (E11-TE007A,B,C)	1.特性試験	13M
残留熱除去系 系統流量	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	R H R 系統流量 (E11-FT008A-2,B-2,C-2)	1.特性試験	13M
原子炉水位 (広帯域)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉水位(広帯域) (B21-LT003A~H)	1.特性試験	13M
原子炉水位 (燃料域)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉水位(燃料域) B21-LT006A,B	1.特性試験	13M
原子炉水位 (SA)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	HPAC 原子炉水位(ナロー) (E61-LT021) HPAC 原子炉水位(ワイド) (E61-LT022)	1.特性試験	13M
原子炉圧力	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉圧力 (B21-PT007A~D)	1.特性試験	13M
原子炉圧力 (SA)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	原子炉圧力 (B21-PT012A~C)	1.特性試験	13M
ドライウエル 雰囲気温度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	上部D/W内雰囲気温度 (T31-TE029A) 下部D/W内雰囲気温度 (T31-TE029K)	1.特性試験	13M
格納容器内圧 力(D/W)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	D/W圧力 (T31-PT034)	1.特性試験	13M

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	HPCFポンプ吐出圧力 (E22-PT004B,C)	1.特性試験	13M
残留熱除去系ポンプ吐出圧力	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	RHRポンプ吐出圧力 (E11-PT005A,B,C)	1.特性試験	13M
復水貯蔵槽水位 (SA)	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	復水貯蔵槽水位 (HPAC) (E61-LT-025)	1.特性試験	13M
サブレーション・チェンバール水位	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	S/P水位 (T31-LT033)	1.特性試験	13M
格納容器内酸素濃度	66-13-1	動作不能でないことを指示により確認する。 チャンネル校正を実施する。	1ヶ月に1回 定事検停止時	PCV内酸素濃度 (D23-O2E-003A,B)	1.特性試験	13M
M/C電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	M/C7C母線電圧TRD (R22-VT641R,S,T)	1.特性試験	13M
M/C電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	M/C7D母線電圧TRD (R22-VT651R,S,T)	1.特性試験	13M
M/C電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	M/C7E母線電圧TRD (R22-VT661R,S,T)	1.特性試験	13M
P/C電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	P/C7C-1母線電圧TRD (R23-VT641R,S,T)	1.特性試験	13M
P/C電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	P/C7D-1母線電圧TRD (R23-VT661R,S,T)	1.特性試験	13M
P/C電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	P/C7E-1母線電圧TRD (R23-VT681R,S,T)	1.特性試験	13M

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
S A 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
直流125V 主母線盤A電 圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	DC125V主母線盤7A電圧計 (R42-VI602A)	1.特性試験	13M
直流125V 主母線盤B電 圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	DC125V主母線盤7B電圧計 (R42-VI602B)	1.特性試験	13M
直流125V 主母線盤C電 圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	DC125V主母線盤7C電圧計 (R42-VI602C)	1.特性試験	13M
直流125V 充電器盤A- 2蓄電池電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	直流125V充電器盤A-2蓄電 池電圧	1.特性試験	13M
AM用直流1 25V充電器 盤蓄電池電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	AM用直流125V充電器盤蓄電 池電圧 (R42-VI041)	1.特性試験	13M
非常用D/G 発電機電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	D/G非常用電圧変換器 (R43-VT601A-1R,S,T R43-VT601B-1R,S,T R43-VT601C-1R,S,T)	1.特性試験	13M
非常用D/G 発電機周波数	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	D/G周波数変換器 (R43-HZT601A,B,C)	1.特性試験	13M
非常用D/G 発電機電力	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	D/G非常用電力変換器 (R43-WT603A-1,B-1,C-1) D/G電力計 (R43-WI603A,B,C)	1.特性試験	13M
第一GTG発 電機電圧	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認 する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を 監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	第一GTG発電機電圧 (R53-VI601-RS,ST,TR)	1.特性試験	13M

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
第一GTG発電機周波数	66-13-2	補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	第一GTG発電機周波数 (R53-HZI602)	1.特性試験	13M
高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力	66-13-2	補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	HPIN ADS入口圧力 (P54-PT002A,B)	1.特性試験	13M
高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力	66-13-2	補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	窒素ガスポンベ出口圧力 (P54-PIS001A,B)	1.特性試験	13M
格納容器圧力逃がし装置ドレンタンク水位	66-13-2	補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	FVSDドレンタンク水位 (T61-LS-010-1,2,3,4)	1.特性試験	13M
格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化ベント系 速隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力	66-13-2	補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	PCVベントラインフィルタ装置 側隔離弁空気供給ポンベ出口圧力 (T61-PI-090) PCVベントライン排気筒側隔離 弁空気供給ポンベ出口圧力 (T61-PI-092)	1.特性試験	13M
RCWサージタンク水位	66-13-2	補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RCWサージタンク水位 (P21-LI024A,B,C)	1.特性試験	13M
原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度	66-13-2	補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	定事検停止時 1ヶ月に1回	RCW熱交換器出口冷却水温度 (P21-TE008A,B,C)	1.特性試験	13M
電源車電圧及び電源車周波数	66-13-2	補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	電源車電圧 電源車周波数	1.特性試験	5Y
可搬型計測器	66-13-3	所要数の可搬型計測器の機能検査を実施する。	1年に1回	可搬型計測器	1.特性試験	1Y
	66-13-3	所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
—	66-13-4	—	—	—	—	—
中央制御室可 搬型陽圧化空 調機（プロロ ユニット）	66-14-1	中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロロユニット）の性能 確認を実施する。	定事検停止時	可搬型陽圧化空調機プロアユニット (K6 U41-C605A,B) 可搬型陽圧化空調機プロアユニット (K7 U41-C605A,B)	1.機能・性能試験	1 C
	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、中央制 御室可搬型陽圧化空調機（プロロユニット）を起動し、動 作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
中央制御室可 搬型陽圧化空 調機（フィル タユニット）	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、中央制 御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）が使用可能 であることを確認する。	3ヶ月に1回	可搬型陽圧化空調機フィルタユニ ット(K6 U41-D541) 可搬型陽圧化空調機フィルタユニ ット(K7 U41-D541)	1.外観点検	1 C
	66-14-1	MCR排気隔離ダンパ、MCR通常時外気取入隔離ダンパ 及びMCR非常時外気取入隔離ダンパが閉することを確 認する。	1ヶ月に1回			
中央制御室待 避室陽圧化装 置（空気ボン ベ）	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、所要数 の中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）が規定圧力 であることを確認する。	3ヶ月に1回	MCR排気隔離ダンパ (U41-MO-F002A,B) MCR通常時外気取入隔離ダンパ (U41-MO-F001A,B) MCR非常時外気取入隔離ダンパ (U41-MO-F003A,B)	1.分解点検	130M
可搬型蓄電池 内蔵型照明	66-14-1	可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯確認を行い、使用可能であ ることを確認する。	3ヶ月に1回	可搬型蓄電池内蔵型照明 (Z13-K7チェンジングエリア7-ランタン1)	1.機能・性能試験	1 Y
差圧計	66-14-1	差圧計が健全であることを確認する。	定事検停止時	差圧計	1.特性試験	13M
	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、差圧計 が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回			
酸素濃度・二 酸化炭素濃度 計	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、酸素濃 度・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (6/7号機共用) (Z13-O2/CO2I-1,2,3,4)	1.特性試験	13M
	66-14-1	酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	定事検停止時			
データ表示装 置（待避室）	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、データ 表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。	3ヶ月に1回	データ表示装置（待避室）	1.機能・性能試験	1 C

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
中央制御室待 避室遮蔽（可 搬型）	66-14-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、中央制 御室待避室遮蔽（可搬型）が使用可能であることを確認す る。	3ヶ月に1回	中央制御室待避室遮蔽（可搬型） （Z13-カハンシヤハモバイルシールド）	1.外観点検	1 Y
燃料取替床ブ ローアウトパ ネル閉止装置	66-14-2	燃料取替床ブローアウトパネル閉止装置の性能検査を实 施する。	定事検停止時	燃料取替床ブローアウトパネル閉 止装置	1.機能・性能試験	1 C
	66-14-2	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、燃料取 替床ブローアウトパネル閉止装置の機能が健全であるこ とを確認する。	1ヶ月に1回			
可搬型ダス ト・よう素サ ンプラ	66-15-1	所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラの機能確認を実施 する。	1年に1回	可搬型ダスト・よう素サンプラ	1.特性試験	1 Y
	66-15-1	所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラが動作可能である ことを確認する。	3ヶ月に1回			
NaIシンチ レーションサ ーベイメータ	66-15-1	所要数のNaIシンチレーションサーベイメータの機能 確認を実施する。	1年に1回	NaIシンチレーションサーベイ メータ	1.特性試験	1 Y
	66-15-1	所要数のNaIシンチレーションサーベイメータが動作 可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
GM汚染サー ベイメータ	66-15-1	所要数のGM汚染サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	GM汚染サーベイメータ	1.特性試験	1 Y
	66-15-1	所要数のGM汚染サーベイメータが動作可能であること を確認する。	3ヶ月に1回			
電離箱サー ベイメータ	66-15-1	所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	電離箱サーベイメータ	1.特性試験	1 Y
	66-15-1	所要数の電離箱サーベイメータが動作可能であることを 確認する。	3ヶ月に1回			
ZnSシンチ レーションサ ーベイメータ	66-15-1	所要数のZnSシンチレーションサーベイメータの機能 確認を実施する。	1年に1回	ZnSシンチレーションサーベイ メータ	1.特性試験	1 Y
	66-15-1	所要数のZnSシンチレーションサーベイメータが動作 可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
可搬型モニタ リングポスト	66-15-1	所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施す る。	1年に1回	可搬型モニタリングポスト	1.特性試験	1 Y
	66-15-1	所要数の可搬型モニタリングポストが動作可能であるこ とを確認する。	3ヶ月に1回			
小型船舶（海 上モニタリン グ用）	66-15-1	所要数の小型船舶（海上モニタリング用）が使用可能であ ることを確認する。	3ヶ月に1回	小型船舶（海上モニタリング用）【汽 船荒浜】 （D31-24469,D31-24470）	1.外観点検	1 Y

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
可搬型気象観測装置	66-15-1	所要数の可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。	1年に1回	可搬型気象観測装置	1.機能・性能試験	1 Y
	66-15-1	所要数の可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
モニタリングボスト用発電機	66-15-1	所要数のモニタリングボスト用発電機の機能確認を実施する。	1年に1回	MP 発電機 (K1 D31-GE-CVCF-1 K1 D31-GE-MP-5 K1 D31-GE-MP-8)	1.機能・性能試験	1 Y
	66-16-1	所要数のモニタリングボスト用発電機が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回			
5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部（可搬型陽圧化空調機）	66-16-1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型陽圧化空調機 (対策本部)	1.機能・性能試験	1 C
	66-16-1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	定事検停止時			
5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部（可搬型外気取入送風機）	66-16-1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型外気取入送風機 (Z13-B003A,B,C)	1.機能・性能試験	1 C
	66-16-1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時			
5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部（陽圧化装置（空気ポンプ））	66-16-1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型外気取入送風機 (Z13-B003A,B,C)	1.機能・性能試験	1 C
	66-16-1	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型外気取入送風機の性能確認を実施する。	定事検停止時			
5号炉原子炉建屋内緊急時対策本部（二酸化炭素吸収装置）	66-16-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（空気ポンプ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	二酸化炭素吸収装置 (K5 U41-C801A,B)	1.機能・性能試験	1 C
	66-16-1	原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置の性能が維持されていることを確認する。	定事検停止時			
可搬型エリアモニタ（対策本部）	66-16-1	可搬型エリアモニタ（対策本部）の機能確認を実施する。	1年に1回	可搬型エリアモニタ（対策本部）	1.特性試験	1 Y
	66-16-1	可搬型エリアモニタ（対策本部）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
酸素濃度計 (対策本部)	66-16-1	酸素濃度計(対策本部)の計器校正を実施する。	1年に1回	酸素濃度計(対策本部)(6号及び7号炉共用)	1.特性試験	1 Y
	66-16-1	酸素濃度計(対策本部)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
二酸化炭素濃度計 (対策本部)	66-16-1	二酸化炭素濃度計(対策本部)の計器校正を実施する。	1年に1回	二酸化炭素濃度計(対策本部)(6号及び7号炉共用)	1.特性試験	1 Y
	66-16-1	二酸化炭素濃度計(対策本部)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
差圧計(対策本部)	66-16-1	差圧計(対策本部)が健全であることを確認する。	1年に1回	差圧計(対策本部)	1.特性試験	1 Y
	66-16-1	差圧計(対策本部)が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回			
5号炉原子炉 建屋内緊急時 対策所(待機 場所)可搬型 陽圧化空調機	66-16-2	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の活性炭フィルタが使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機	1.機能・性能試験	1 Y
	66-16-2	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の性能確認を実施する。	1年に1回			
	66-16-2	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
	66-16-2	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ポンプ)が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回			
可搬型エリ アモニタ (待機 場所)	66-16-2	可搬型エリアマニタ(待機場所)の機能確認を実施する。	1年に1回	可搬型エリアマニタ(待機場所)	1.特性試験	1 Y
	66-16-2	可搬型エリアマニタ(待機場所)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
酸素濃度計 (待機場所)	66-16-2	酸素濃度計(待機場所)の計器校正を実施する。	1年に1回	酸素濃度計(待機場所)	1.特性試験	1 Y
	66-16-2	酸素濃度計(待機場所)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
二酸化炭素濃度計 (待機場所)	66-16-2	二酸化炭素濃度計(待機場所)の計器校正を実施する。	1年に1回	二酸化炭素濃度計(待機場所)	1.特性試験	1 Y
	66-16-2	二酸化炭素濃度計(待機場所)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			

左記サベラランスは、圧力等の確認により運転上の制限を担保するためのものであり、点検計画における「点検及び試験の項目」等に準拠するものではない。

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）			点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器	点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
差圧計（待機 場所）	66-16-2	差圧計（待機場所）が健全であることを確認する。	1年に1回	差圧計（待機場所）	1.特性試験	1 Y
	66-16-2	差圧計（待機場所）が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回			
5号炉原子炉 建屋内緊急時 対策所用可搬 型電源設備	66-16-3	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	1.機能・性能試験	5 Y
	66-16-3	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回			
負荷変圧器	66-16-3	負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	5号機TSC用主母線盤 (K5_H21-P552:負荷変圧器内蔵)	1.外観点検	5 2 M
	66-16-3	交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	5号機TSC用交流110V分電盤 (K5_H21-P554,555,556)	1.外観点検	5 2 M
可搬ケーブル	66-16-3	可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	可搬ケーブル	1.外観点検	1 Y
緊急時対策支 援システム伝 送装置	66-17-1	緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1ヶ月に1回	K5 安全パラメータ表示システム (SPDS) (緊急時対策支援システム 伝送装置)	1.機能・性能試験	1 3 M
	66-17-1	データ伝送装置		K7 安全パラメータ表示システム (SPDS) (データ伝送装置)	1.機能・性能試験	1 3 M
SPDS表示 装置	66-17-1	SPDS表示装置		K5 安全パラメータ表示システム (SPDS) (SPDS表示装置)	1.機能・性能試験	1 3 M
	66-17-1	テレビ会議システム				
IP-電話機	66-17-1	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。	1ヶ月に1回		工事計画書において仕様が記載されていない設備について、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ取替が可能な一般産業品等を、点検計画の対象外とする。	
	66-17-1	IP-FAX				
衛星電話設備 (常設)	66-17-1	衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回		工事計画書において仕様が記載されていない設備について、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ取替が可能な一般産業品等を、点検計画の対象外とする。	
	66-17-1	衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回		工事計画書において仕様が記載されていない設備について、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ取替が可能な一般産業品等を、点検計画の対象外とする。	
無線連絡設備 (常設)	66-17-1	無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回		工事計画書において仕様が記載されていない設備について、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ取替が可能な一般産業品等を、点検計画の対象外とする。	
	66-17-1	無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回		工事計画書において仕様が記載されていない設備について、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ取替が可能な一般産業品等を、点検計画の対象外とする。	

柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（補正）		点検計画（案）			
SA 設備名称	保安規定 条文番号	確認事項	頻度	機器 点検及び試験 の項目	保全方針又は頻 度
無線連絡設備 （可搬型）	66-17-1	無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回		工事計画書において仕様が記載されていない設備について、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ取替が可能な一般産業品等を、点検計画の対象外とする。
携帯型音声呼 出電話機	66-17-1	携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回		工事計画書において仕様が記載されていない設備について、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ取替が可能な一般産業品等を、点検計画の対象外とする。
5号炉屋外緊 急連絡用イン ターフォン	66-17-1	5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。	1ヶ月に1回		工事計画書において仕様が記載されていない設備について、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ取替が可能な一般産業品等を、点検計画の対象外とする。
ホイールロー ダ	66-18-1	ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	ホイールローダ	1.外観点検 1 Y
可搬型代替注 水ポンプ（A -2級）	66-19-1	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の以下の性能確認を実施し、以下の3項目を全て満足することを確認する。 ・吐出圧力が1.29MPa[gage]以上、流量が147m ³ /h/台以上。 ・吐出圧力が1.63MPa[gage]以上、流量が120m ³ /h/台以上。 ・吐出圧力が1.67MPa[gage]以上、流量が90m ³ /h/台以上。	1年に1回	可搬型代替注水ポンプA2	1.分解点検 10 Y
	66-19-1	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回		2.外観点検 1 Y